

令和2年第3回 飯塚市議会会議録第5号

令和2年6月19日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 6月19日（金曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第69号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第70号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（ 福祉文教委員会 ）
- 3 議案第71号 飯塚市税条例の一部を改正する条例（令和2年度税制改正関係）
（ 総務委員会 ）
- 4 議案第72号 飯塚市税条例の一部を改正する条例（新型コロナウイルス感染症対策関係）
（ 総務委員会 ）
- 5 議案第73号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（ 協働環境委員会 ）
- 6 議案第74号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
（ 協働環境委員会 ）
- 7 議案第75号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- 8 議案第76号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- 9 議案第77号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
（ 協働環境委員会 ）
- 10 議案第78号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- 11 議案第79号 契約の締結（競走場走路改修工事）
（ 経済建設委員会 ）
- 12 議案第80号 土地の処分（小藤工業団地）
（ 経済建設委員会 ）
- 13 議案第81号 土地の処分（吉北企業立地用地）
（ 経済建設委員会 ）
- 14 議案第82号 市道路線の認定
（ 経済建設委員会 ）
- 15 議案第83号 専決処分の承認（令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））
（ 経済建設委員会 ）

第3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

1 議案第85号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号） （ 総務委員会 ）

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。7番 金子加代議員に発言を許します。

7番 金子加代議員に申し上げます。個別業者に関する質問通告があつておりますが、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようお願いいたします。7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

金子加代です。議員になり1年が経ちました。コロナという災害とも思われるこの時期に議員である、この責務を大変感じております。市民に寄り添い、また市民のつぶやきを市政に反映できるように、初心を忘れずに頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では通告に従い質問させていただきます。今回は白旗山のメガソーラー乱開発について、そしてコロナ禍における女性と子どもを支える事業について質問いたします。

それでは白旗山のメガソーラーの乱開発について、まずはアサヒ飯塚メガソーラーについて質問させていただきます。工事が進められ、白旗山は山の木が切られ地面があらわになった姿を、八木山、潤野、そして鯉田からでもはっきりわかるようになってしまいました。きのうは大雨警報が発令され、白旗山の麓の住民は大変不安になっていたのではないかと、私も夜、寝られなかったです。3月の議会では、事業者と出資会社間の同意が得られていないので、説明会はできないとの答弁でした。その後、説明会についてはどのような動きがありましたか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

アサヒ飯塚メガソーラーの住民説明会につきましては、説明会の開催を希望する自治会単位で開催するという事業者の意向から、周辺の12自治会のうち8自治会での説明会の開催の要望について事業者にお伝えし、事業者と出資会社間での協議がなされる予定でありましたが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により協議には至っておりません。飯塚市といたしましても、地元説明会の開催に向け、引き続き開発事業者との調整、協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

私もマネジメント会社のほうに何度も電話をしておりますが、全然、連絡がつかないという状況ではあります。引き続き連絡をお願いいたします。アサヒ飯塚メガソーラーは1度12月に間違った情報のある資料を一部の住民に配布しましたが、いまだその訂正もないままです。出水期を迎え、白旗山付近の全ての住民、また、けやき台住民の水を確保する上高雄ポンプ場の安全を守るためにも、工期を把握することは本市の責務だと考えます。工期について把握されていることをお示してください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

工期につきましては、県、市ともに把握ができておりませんので、複数回にわたり福岡県を通じまして事業者へ工期についての確認を行ってきておりますが、工程表の提出はあっていないとのことでございます。現在、本市として把握している内容ですが、福岡県へ問い合わせましたところ、二瀬地区側の調整池につきましては、6月末ごろには調整池としての機能を果たす状態になり、7月以降の完成予定であるとのことです。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

確かに、法律上では工期を出さなくてもいいということかもしれませんが、やはりあのぐらいの規模の大きさのもので工期が出ないというのは、大変私は不信感を持ちますので、ぜひ工期について把握していただくようお願いいたします。まさに出水期に突入してしまいましたが、防災対策についてわかっているところがあれば、お願いいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

繰り返しのご答弁となりますが、福岡県からの聞き取りによりますと、現在の設置工事の状況を鑑みた場合、二瀬地区側の調整池につきましては、6月末ごろには調整池としての機能を果たす状態になり、7月以降の完成予定であるとのことでございます。なお、現在も工事中ではございますが、雨水を受け入れることができる状態ではあり、完成前に調整池へ雨水が流入した場合も、調整池内部は泥水対策のため仮設沈砂池を設けポンプ2台で排水、また、調整池外側にもポンプを2台設置し、ポンプアップする形で排出する水量を調整しながら水路へ排出することとなっており、調整池は50年に1度の大雨が降った場合でも、流入した雨水があふれることはない計算でつくられているとの回答がございました。また、二瀬地区側の調整池全体を見渡せる位置に監視カメラを置き、モニター監視を行い、雨水のたまり具合を見ながらポンプで調整を行い排水量を調整していくとのことでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

やはり、きのうの大雨で本当に不安だったんですね。私もその道路を通ってきたんですけど、まさに道路は泥であふれていて、きのうは3時過ぎぐらいには大雨がやんだと思うんですけど、それから6時ぐらいに大雨警報は解除されましたが、もしあのまま降っていたらポンプアップして間に合うのかなというのが私の感想でした。もう一つ、幸袋側にもA調整池と言われるものが予定されていると思いますが、それについてもお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

幸袋地区側の調整池につきましては、県を通じた業者聞き取りでは、調整池付近を掘り下げ早急に仮設沈砂池の設置が予定されており、雨水土砂等の流入防止策をとるとのことです。容量といたしましては、100立方メートルから200立方メートルで、1日から2日にかけて設置でき、仮設沈砂池は土砂などがたまれば、随時取り除きを行うとのことございました。また、早急に工事に取りかかるとのことです。県としては、仮設沈砂池で土砂や雨水の流出防止策は図られると考えており、引き続き指導、監督を徹底していくとのことでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

すみません。確認ですが、幸袋の調整池はまだできていないというか、工事にかかっていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

ということは、取りかかっていないということは、いつでき上がるかもわからない、工期がわからないという認識で、今は飯塚市はそういう状態であるということによろしいですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

先ほどもご答弁させていただき、繰り返しになるかと思えますけれども、県に問い合わせを複数回しておりますが、把握していないという状況でございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

場所がよくわからない方も多いかと思うんですが、けやき台側から道路が入って行って、幸袋のほうに尾根を通ってA調整池に抜ける道をつくられているんですね。かなり木も削られている状況になっていて、先ほど私が申しましたが、八木山から本当に山が削られているのがよくわかります。もしあのまま雨が降ったら、本当に私は不安ですし、横に住まれている方の気持ちを思うと大変心が痛いので、ぜひその把握をしていただくよう、よろしく願いいたします。

高压電線がまた設置されると聞いておりますが、コンプレッサー等の場所がどこかわからないということなのですが、その場所がどこかわかっておられますか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

太陽光発電設備によりつくられた電力を各電力会社へ送電する特別高压変電設備等の建設予定箇所につきましては、現在、県との情報共有による資料においては明確になっておりませんので、今後、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

もう既に工事が始まっていますので、恐らくどこにコンプレッサーを置き、どういう電線を張るかというの、恐らく決めていると思うんですよ。それが決まっていないというのは大変怪しいと私は考えますので、ぜひその場所を確認されてください。そうしないと市民の方は電線がどこに入っていて、電力はどういうふうに流れるのかというのは大変不安だと思いますので、ご確認よろしく願いいたします。

また現在、工事が進み多くの木が伐採されてしまっております。残地森林として残る森林の広さや位置についてわかっておられますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

開発後の森林の広さについてですが、開発区域の全体面積約34.1ヘクタールに対しまして残地森林として約6.9ヘクタール、新たに造成する造成森林として約2.8ヘクタールの合計9.7ヘクタール、全体面積の約30%が開発後の森林となっております。位置につきましては、太陽光パネルを設置する箇所を取り囲むような形で、樹木が残る形となるそうでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

30%残ると言われていますが、現在の高雄団地のほうから見ると、まさに全部ぎりぎりまで切られているという状況です。それに対して説明が全くなくて、恐らくここは造成されるんだろうというのは、私は地図を1回見ましたからわかりますけれども、大変そこら辺も住民の方は不安です。自分の家の窓から見え、その光景は見たくない。音も聞きたくないと言われるくらい不安になっておられます。ぜひ、自分のこととして考えていただきたい。そういうふうに思います。

では次に、幸袋側のノーバル・ソーラーについて質問いたします。こちらは既にパネルを貼られた状態になってしまっておりますが、森林の広さ、樹木の種類についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

開発後の森林の広さについてですが、開発区域の全体面積約11.6ヘクタールに対して、残地森林として約1.7ヘクタール、新たに造成する造成森林として約1.2ヘクタールの合計2.9ヘクタール、全体面積の約25%が開発後の森林となります。造成森林として植林した植樹の種類についてですが、高さ3メートル級のクスノキ、クロガネモチ、マテバシイの3種類が植林されております。植林することで植林後に樹木が成長すれば、景観の維持だけでなく、事業地内から周辺住宅地への粉じん等による著しい影響の緩和や台風等による風害の防止対策につながるものと思われまます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

広さはわかったんですけど、やはりこの広さを聞いても、先ほどの広さ、ノーバル・ソーラーが約11ヘクタール、アサヒが約34ヘクタールというのは、つまり今の幸袋にあるメガソーラーの約3倍が、また飯塚市に建ってしまうという状況です。風の強さも大変強くなっていると聞きます。大きな木になる前、今の時期に大変な不安を住民が抱えているということを、ぜひお知りおきください。また、このノーバル・ソーラーに関しても、住民説明会が全く行われなままになっておりますが、その状況はどういうふうに把握されておりますか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

ノーバル・ソーラーの住民説明会につきましても、事業者は開催する意思を持っておられましたが、3月中旬に1つの自治会の役員との懇談会を開催される予定と聞いておりました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により開催には至っておりません。今後も引き続き開催に向け、調整を図っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

住民の方は、もう本当にある意味諦めているというか、いろんな気持ちを持たれています。私はある意味、本当に暴力に近いものと言うか、立ち向かう気さえ起こらなくなっているのではないかなと思っています。ぜひ、住民の皆さんを応援するような体制を、飯塚市で再度考え直していただきたい。そういうふうには私は考えます。

では、環境保全対策審議会でもメガソーラーについて審議されるというふうには聞いていますが、その状況についてお知らせください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

今年度、第1回目の自然環境保全対策審議会を5月の下旬に開催する予定で進めておりました。新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催に変更となっております。現在、委員の皆様には資料により前回審議会での意見における確認内容のほか、アサヒ飯塚メガソーラー及びノーバル・ソーラーの直近までの経過等を確認していただいております。その意見を集約しているところでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

状況を見ていただいたら、ノーバル・ソーラーの状況、また今の工事中のアサヒ飯塚メガソーラーの状況を、1週間に1回でも見に行っていたいただきたい。市長を初め皆さんが知ってあると思いますが、自分の庭の横がそうなったら、どんな気持ちなんだろうということを想像していただきたい。そして、最後まで市民に寄り添って、こういう本当に市民が不安なるような土地の使い方をされないようなまちにしていきたい。そのためにぜひ力を貸していただきたい。そういうふうには要望して、この質問を終わらせていただきます。

それでは2番目の、コロナ禍における女性と子どもを支える事業についてお伺いいたします。まずは相談事業についてです。3月から突然の休校になりました。5月の分散登校を経て6月から通常登校になりました。この緊急事態宣言の暮らしについて、私は市民の方にアンケートをとりました。その中で、「ずっと子どもと一緒にいらいらした。」「1人になりたかった。」「自分は虐待しないと思っていたけど、虐待する人の気持ちがわかる。」などと、ぎりぎりまで頑張っていた保護者の声を聞きました。さて、本市には女性と子どもを支えるために、それぞれの部においてどのような相談事業がありますか。また、新型コロナウイルス感染症が猛威を振っていた3月から5月のそれぞれの相談窓口での相談件数を、あわせてお示してください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

市民協働部関係について答弁いたします。まず人権・同和政策課で受け付けておりますあらゆる人権相談に関する相談につきましては4件、健幸・スポーツ課は、妊娠、出産、育児を総合的に支援する子育て世代包括支援センターでの相談が619件、男女共同参画推進課は女性のためのサンクス相談室が21件でございます。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

続きまして、福祉部で所管しております事業につきましてご報告をいたします。家庭児童相談室でございますが、家庭児童相談員、母子父子自立相談員、保健師が相談業務に携わっておりまして、電話による相談受付や訪問による指導及び助言等を行っております。3月から5月までの

相談件数でございますが、支援が必要な妊婦が出産した後、保健師や家庭児童相談員が養育に関する指導や助言を行う養育支援訪問が156件、母子父子自立相談員への相談は30件、そのうち貸し付けに関する相談が19件ございました。その相談の主な内容でございますが、コロナウイルス感染症の影響による生活資金の貸し付けでございました。

次に、家庭児童相談といたしまして、継続的に支援をしている要保護児童に対して電話や訪問を186件実施をしております。また、それ以外に以前より継続しているケースを含みますが、生活家庭環境に関する相談を148件受けております。その他の相談としまして、子どもなんでも相談が12件、その中には子どもの泣き声についての相談もございました。これは訪問により問題がないことを確認しております。また、コロナウイルス感染症の影響による育児ストレスの相談もございましたが、相談をしたことで気持ちが落ちついたとのごとでございました。それ以外に子育て支援センターでの相談件数が、4支援センターの合計になりますが、78件ございました。主な内容としましては、育児相談やコロナウイルス感染症の影響による育児ストレスの相談、それから子育て支援センターの再開日についての問い合わせ等でございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

コロナにおける相談内容ということで、市民協働部と福祉部のそれぞれ教えていただきましたが、たくさんあるなと思いましたが、よくよく考えてみれば、約60日かな、90日くらいかな、が3月、4月、5月だったと思います。例えば618件が包括センターであったということだったんですけど、大変多いように感じるけれども、実は1日10件ぐらいではなかったのかなと思います。そう考えたら、ものすごく多い相談件数ではないのかなと思います。先ほど福祉部の部長さんには、相談の内容を詳しく教えていただきましたが、コロナ禍における相談の内容の分析とその対策、対応ではなくて対策についてまとめておられれば、お示しください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

人権相談、サンクス相談室は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する相談ではありませんでした。子育て世代包括支援センターでは、乳児がいる家庭でのコロナ予防はどうしたらいいのか、外に出られずストレスがたまるなどの相談や、お子さんが日に日に不安定になり、かんしゃくを起こしやすくなった、ちょっとしたことで泣く、注意しても同じことを何度も繰り返すなどの相談がっております。それらの子どものストレスとともに母親のストレスも増加し、ささいなことでもいらいらしやすくなり、子どもを大きな声で叱ることもふえたなどの相談がっております。家庭に閉じこもることのストレスの増加が家庭環境悪化の大きな要因となっており、朝や夕方の人通りが少ない時間帯での散歩を勧めたり、子どもたちが家の中でも自由に遊べる空間や時間を設定するなどのアドバイスをを行い、その後の状況についても確認を行うような対策をとっております。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

新型コロナウイルス感染禍において感染拡大防止のため、出産後の母子に対する養育支援訪問は縮小しておりましたが、母子父子自立相談、家庭児童相談、子どもなんでも相談については、通常通り受け付けております。必要な案件については、訪問もいたしております。また、子育て支援センターは3密が避けられないことから休館をいたしました。電話相談を受け付けておりました。緊急事態宣言が続いていたことで、育児ストレスを抱えた方も多くいたと思われそうですが、相談をされた方は限られていたことから、今後の相談業務の周知方法の検討が必要であると考え

ておりますが、具体的な対策については、現在まだ決まっておりません。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

相談してきた方は自分1人が悩んでいるという、本当に自分1人の問題で相談して、恐らくどきどきされて相談されているのではないかなと思います。しかし、その相談を受ける窓口は、寄せられた相談の傾向を探って、それを分析し、そして飯塚市の女性や子どもがどんなことで悩んでいるか、それぞれに対応するのではなく、どうしたら育児ストレスがたまらないように過ごしていけるのかというのが対策だと思うんですね。一人一人にこうやったらいいよ、ああやったらいいよと言うのが対応だと思うんですけど、そこまで考えるのが相談事業ではないでしょうか。そこをできる体制を、せっかく市民協働部、そして福祉部というようなたくさんの部が絡んでいるのであれば、その相談事業と一緒に考えて連携していける体制をとっていただきたいと考えております。

では、乳幼児健診についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大によって、さまざまな行事が中止されています。その中で乳幼児健診の実施はどうなっているのか、その状況をお知らせください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

通常、飯塚市の乳幼児健診は4カ月、8カ月、1歳6カ月、3歳の4健診を集団方式で実施いたしております。新型コロナウイルス感染症が広がりつつある3月の段階では、手指消毒、マスクの着用、換気、検温等に注意し、集団健診で実施しておりましたが、3月24日の飯塚市でのウイルス感染者の確認を受けて、翌日の3歳児健診から全ての集団健診を中止いたしております。4月においては育児不安の強い4カ月児健診、8カ月児健診、対象人員に対して保護者全員に電話連絡し、お子様の状況確認、育児に関する相談を受け不安解消に努めるとともに、新型コロナウイルス感染予防による外出自粛によるストレスにも対応いたしております。集団健診の実施が厳しい状況が続く中、医師会の協力もあり、5月から4カ月児健診、8カ月児健診は医療機関で健診を受ける個別健診に切りかえて実施いたしております。1歳6カ月児、3歳児健診においても6月より個別健診で実施いたしております。なお、3歳児健診におきましては、目や耳の検査とともに最後の健診となることから、保健師による問診、相談を行った後に、医療機関へ案内することといたしております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

初めは電話相談をしたんですけど、集団健診から個別健診に変わったということだと思いますが、個別健診はいつまで実施する予定なのか、あわせて個別健診の受診率、メリット、またデメリットについてお示しください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

個別健診は9月までは実施する予定で、その後につきましては新型コロナウイルスの感染状況を見ながらの判断になります。感染状況が落ちつき、感染リスクが低くなったと判断できれば、集団健診に戻す予定でございます。5月の受診率は4カ月児健診が55.3%、8カ月児健診が38.3%となっております。通常の集団健診に比べると低い受診率になってはいますが、コロナ禍で受診控えがあったかと判断いたしております。今後は未受診者への電話、はがきによる受診

勧奨を行い、早期の適正受診を促したいと考えております。

次に、個別健診のメリットにつきましては、特に4カ月児健診、8カ月児健診では、その時期に発見しないといけない股関節の開排制限や心雑音等の項目があり、時間の余裕がない状態で、早期に個別健診に切りかえたことで、医療機関で確認ができたということはメリットが大きかったと考えております。一般論として個別健診のメリットといたしましては、専門医が一人一人に時間をかけることができますので、病気や障がいについての早期の発見につながります。一方、デメリットとしては、実際に保健師、助産師が対象者と直接会うことができないので、育児不安等を発見しにくく虐待予防や育児支援につなげにくいことがございます。またコストの面でも、個別健診では上昇するということがあります。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

飯塚市は約95%と大変高い受診率だったと思いますので、先ほどのコロナの影響で大変低くなっているのが私も心配であります。早く集団健診に戻ればいいなと思っておりますが、その集団健診は臨時的に雇用されていた看護師や助産師、保健師、栄養士がいらっしゃいます。その方たちは個別健診の期間、集団健診の仕事がなくなるという状態になりますが、その方たちの雇用の状況についてお示してください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

新型コロナウイルス感染拡大から病院での個別健診を実施することになり、それまで集団健診実施時に臨時的に雇用しておりました看護師、保健師や栄養士の方がいらっしゃいますが、月に1日勤務の方から月に8日勤務の方まで、勤務体系は一定ではなくさまざまでございます。これらの方々の有効活用については、今のところ想定できていません。コロナ感染の防止から集団健診を取りやめており、そのため、ほかの母子事業においても規模の縮小、延期等を行っているのが現状でございます。このコロナ感染の状況だからこそ必要とされる個別の相談等におきましても、現状、市の保健師で対応できております。ただし、今後この状況が長期化し、よりマンパワーが求められる状況になりましたら、また皆様方のご協力をいただきたいと思いますと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

先ほど9月までは個別健診を実施する予定ですが、その場合、集団健診に臨時的な雇用をしていた人たちが、その間、半年間、仕事がないという状況になりますよね。確かにパート的な仕事をされている方に、急にこれして、あれしてというのは難しい状況かもしれない。しかし、飯塚市は今たくさん人がいる場所でもあると思うんですよね。そこをやはり垣根を越えて知らせていく必要があるのではないかなと私は考えております。大変力のある方たちだと私は見てわかりました。乳幼児健診を見ていて大変心配りができる方たちです。その方たちを6カ月の間そのままにしておくというのは、ある意味失礼なことではないかな、やはりパートと言って見落とされているのではないかなと私は感じます。職員の方たちが忙しいのはわかりますけど、その方たちの力もぜひ活用していただきたいと思います。その方たちの経済的な状況というのは把握されてありますか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

臨時的に雇用をしております看護師、保健師や栄養士の方の経済的な状況については、把握い

たしておりません。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

私の知り合いもたくさんそこで働かれています。実際に聞いたところ、ハローワークに行って仕事を探そうかなと。こんなに6カ月も仕事がないんだったら、探すしかないかなと言われる方もいらっしゃいました。本当にその方たち、やっぱり専門職なので、飯塚で専門職を見つけるというのは大変厳しい状況ではないかなと思います。本来なら助産師のところを保健師で賄っているという話も聞いておりますので、ぜひ大切にさせていただきたいというふうに思います。本当に専門職の雇用を守るというのは、本市としても大切な役割ではないかと考えております。新型コロナウイルス感染症の心配が少なくなれば、また集団健診が予定される、そのときこそこの専門的な力を持つ方が必要となります。その上で給与保障を含めて対応すべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

1歳6カ月児と3歳児の健診を集団健診から個別健診へ変更することを決定したのは、6月になってからでしたので、対象となるお子さんへの連絡等を先にしたことから、臨時的に雇用している看護師さん、保健師さん、栄養士さんの方へ、9月まで集団健診がないとの連絡が遅くなっております。現在は全ての方にその旨ご連絡いたしております。その際、経済的にお困りの状況であれば、国等の支援もありますが、その方の状況によってはその内容等が変わりますので、その際、私どもへ1度ご相談くださいとの連絡を、あわせてさせていただいているところでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

先ほど子どもさんに連絡したからと言われましたけど、パートの方というのは100名もいない。恐らく20名もいないのではないかなと私は思いますので、そんなに時間もかからなかったもので、早くしていただければよかったのではないかなとっております。臨時的に働かれている方は、さまざまな理由で働き方を選ばれています。でも共通点があります。それは飯塚市の乳幼児健診の力になりたいというお気持ちがあることです。ある方は飯塚市の健診が入るかもしれないので、4月、5月、6月の健診を、毎月その1カ月前は全て予定をあげていた。水曜日、木曜日は、いつあるかわからないから、いつ呼び出しがかかるかわからないというので、スケジュールをあげていたと言われる方もいらっしゃいました。このコロナ禍の中で、雇用の不安定な方にこそ十分に対応することが行政のあり方ではないでしょうか。また、近隣の市町村の乳幼児健診時の雇用については、本市と賃金が違うというようなお話も聞いております。ぜひ近隣の乳幼児健診時の雇用に係る費用に関しても、再度調査していただくことを要望いたします。

では、次に家庭で子育てを支援する事業についてお尋ねいたします。先ほど緊急事態宣言下でアンケートを実施したと私は申しましたが、この場でその声をもう少し紹介させていただきます。その方は幼稚園児、小学生2人、中学生の4人の子どもを持つ保護者です。その方が言われたことには、「小学校から宿題が出ていて、自分でもわからない。私がお子に勉強を教えていると、幼稚園児は遊んでほしいと機嫌が悪くなる。そうして私が幼稚園児と遊んでいると、今度は小学生が勉強をしない。中学生は静かに勉強したいんだろうと思う。そうやってもやもやしなながら3食を用意し、片づけ、家事をし、そうやって一日が終わっていく。外出したくても、子どもたちの体力のことも心配であるけれども、それができない。」と言われておりました。家事はアン

ペイドワークとも言われます。やって当たり前と思われがちです。私はコロナ禍の中で、家庭で子育てを支える支援が必要だと痛感しました。本市には家庭で子育てを支える事業として、乳児家庭全戸訪問事業、産前・産後生活支援事業、ひとり親家庭等生活支援事業、ファミリー・サポート・センター事業があります。それぞれの3月から5月までの利用状況についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

お尋ねの乳児家庭全戸訪問事業でございますが、3月から5月の訪問件数は96件ございました。前年同時期が196件ございました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため緊急事態宣言が出されていた期間は、対象者への文書による訪問延期と、その期間の相談の受け付けや希望者への訪問について通知をしており、緊急事態宣言解除直後から訪問を再開いたしております。

次に、産前・産後生活支援事業の利用状況でございますが、3月は1件のみで、4月、5月は利用がございませんでした。これは前年同時期18件ございました。利用が減った理由でございますが、新型コロナウイルス感染の懸念から利用を控えられた方が多かったのではないかとこのように思われます。

ひとり親家庭等生活支援事業の利用状況でございますが、40件ございました。前年同時期が21件の利用でございましたので、件数が増加しておりますが、この理由は昨年の3月、4月の利用がなかった方が、その年の5月以降に利用がふえたためでございますので、特別な理由があったものではございませんでした。

最後にファミリー・サポート・センター事業でございますが、これは31件の利用でございました。前年の同時期が57件でございましたので、利用が減った理由でございますが、新型コロナウイルス感染の懸念から利用を控えた方が多かったのではないかとこのように思われます。また、塾等の送迎をお願いしていた利用者が、塾が休みになったため利用しなかったというケースも聞いております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

大変便利な事業だと思いますが、利用数が大変少ないというのは、恐らく広報の仕方がまだまだ足りてないのではないかなと思いますので、検討をお願いいたします。

では、4月1日から始まった産後ケア事業というものがありますが、その内容についてお示してください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

近年は核家族化し、産後の支援を親族に期待できない家庭がふえていることから、産後の一番大変な時期、不安定な時期の産婦の孤立を防ぐために、本年度より産後ケア事業を開始いたしております。赤ちゃんが4カ月になるまで、産科医療機関、助産院にてショートステイ、デイケア、母乳育児相談、助産師によるアウトリーチの4種類のサービスを、状況にあわせて利用することが可能となっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

では、その産後ケア事業のコロナ禍における利用状況についてお示してください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本年からの事業となりますので4月の利用状況しかありませんが、ショートステイ1名、デイケア1名、母乳育児相談5名、アウトリーチ8名の延べ15名の利用となっています。今後も広報活動を積極的に取り組むとともに、支援の内容の質を高めるため、利用者へのアンケートの実施や、実施事業者との協議会の開催も行っていく予定でございます。また、産後ケア事業では母子と産科医療機関、助産院スタッフが濃厚接触になる場面が多く存在します。新型コロナウイルスの感染状況を踏まえると、安心して母親が産後ケアのサービスを利用していただくためには、実施事業者での感染予防措置が十分に取られていることが重要となりますので、市としても、これら実施事業者に対して必要な措置の依頼をお願いするとともに、その措置に対しての支援策も検討しているところでございます。1人でも多くの方が安心して産後ケア事業を活用していただく手だてを市としても考え、安心して産み育てやすい環境を整備してまいります。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

産後ケア事業を活用していく手だてとして、また安心して産み育てやすい環境を整備されるとの答弁大変うれしく思います。産後ケア事業は本市の総合計画の子育て支援の推進、安心して産み育てやすい環境づくりに合致する事業だと考えていて、本年度よりこの事業がスタートするということを私は待ち望んでおりました。大変期待しております。子どもが産まれるということは、親にとっては、出産は最も重要な出来事、最も気を使う出来事と言って過言ではないと思います。母親にとってはこの時期は喜びもありますが、不安も大きいものです。気持ちも不安定になります。出産後にそのような母親に寄り添う存在としてこの産後ケア事業があり、そしてそれを担う助産師さんの皆さんがいらっしゃいます。このコロナ禍において、助産師の皆さんは出産のときは当然ながら、産後ケアにおいても細心の注意を払いながら、そして強い責任感と使命感を持って母親やそしてお子さんに寄り添う業務をしていらっしゃいます。それは病院や診療所の産婦人科と同じです。産後ケアでなくても、出産、母乳相談どちらにおいても、血液、母乳など体液に触れることはとても避けがたい状況です。市内の母乳相談所は利用ごとにシーツもエプロンも全て洗濯を行うということをおられました。また、マスクも消毒液も全て自分で調達して、ぎりぎりの状況もあったと話してありました。しかし今回の新型コロナウイルス感染症対策として、本市の独自事業として挙げられていなかったのは、私はとても残念でした。今回、子どもが産まれ育てる環境の整備を何かしら支援していただけるということなので、ぜひ早い段階でお願いを申し上げます。

では、コロナ禍での、緊急事態宣言下での、女性の雇用についてお尋ねいたします。総務省統計局が5月29日に発表した労働力調査によると、4月の就業数は6628万人で前年同月と比べて80万人の減少、そのうち女性は53万人でした。飯塚市内においても雇用の維持を図れなくなっているというような現状が、この一般質問の中でもたくさんわかってきました。その図れなくなっている事業者がたくさんいらっしゃると思いますが、その中において非正規労働者の方は、日給や時間給など、働けなければ賃金が出ない方がいらっしゃる聞いております。今回の新型コロナウイルス感染症の影響により失業された方など、雇用の状況について、わかる範囲でお知らせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

ハローワーク飯塚の雇用情報ということになりますが、ことしの有効求人者数が1月2548名、2月2642名、3月2736名、4月2842名と毎月増加している傾向にあり

ます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

就業できなくなると、また今度は住居についても困られる方がふえることになります。本市は生活自立支援相談室を置いて対応していただいておりますが、そこでの住居確保給付金についての相談件数、男女別申請件数と申請の内容から見てとれる傾向について、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

生活自立支援相談室で実施しております住居確保給付金、この相談の件数でございますが、4月が30件、5月が78件でございます。このうち申請に至ったケースが4月が3件、このうち男性が1件、女性が2件でございます。それから5月が申請に至った件数が26件、男性10件、女性16件ございました。女性の申請者の世帯構成としましては、単身世帯が7件、ひとり親世帯が9件、主たる生計維持者が女性である夫婦の世帯が2件となっております。この傾向でございますが、女性の申請者の業種別で見ますと、18件のうちサービス業の方からの申請が14件と多くなっておりまして、飲食店や美容室などの営業自粛や休業の影響が大きく、新型コロナウイルスの影響を強く受けたこれらの業種に従事しているのは、女性の従事者が多いといった特徴があらわれているものと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

確かに国、県、市の支援対策はありますが、支援だけでなく、やはり働く場所がふやせるような対策をさらに考えていただきたいと思っております。ジェンダー統計というのがありますが、飯塚市はまだできていない状況です。分析して対策をとる、先ほど相談事業でも言いましたが、数から何が見えるのか、よく見ていただきたい。ただ男女の申請件数やその申請内容だけでなく、その人たちがどのような暮らしをしているのか、何歳の方がされているのか、どんな家族構成なのか、そういうところまで想像していただきたい。数を見て想像することが、やはり分析、そして対策になるのではないのでしょうか。ただ数を押さえておしまい、数がないからもっとお金を入れなくちゃいけないではなくて、どんな暮らしがそこにあるかというところを考えていただきたいというふうに考えております。

では、職員の休暇制度等についてのお尋ねをいたします。常勤、非常勤にかかわらず職員もコロナの影響を受け、休暇を取らなくてはならないといった働き方に制限を生じた職員もいたことと思っておりますが、職員の休暇等についてどのような周知や取り組みをされたのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、臨時休校及び保育所等の登園自粛要請により、子どもの養育を行う必要が生じた職員への特別休暇の取得や、妊娠中及び妊娠の可能性のある職員の休暇取得等の各種休暇制度の通知、また多く寄せられる質問をFAQ方式でまとめて周知するなど、常勤、非常勤の区別なく、さまざまな形でコロナ禍の影響を受ける職員に対し休暇を取得しやすい環境づくりに努めてきたところでございます。また、市民との接触が特に多い本庁1階及び2階の各所属について、別室で勤務する分散勤務や在宅勤務、時差出勤、休日勤務及び振替休の取得の取り組みをあわせて実施し、職員のさまざまな働き方の実践によるリスク分散対策を行っ

てきたところでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

では、職員の休暇等に係る窓口についてお尋ねいたします。飯塚市特定事業主行動計画というのがございますが、計画の推進体制の項目に、仕事と子育ての両立等についての相談、情報提供を行う窓口の設置とありますが、コロナ禍を含め、職員の休暇等に係る窓口について、どの部署が担当されているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

休暇等に係る担当部署といたしましては、人事課が窓口となっております。新型コロナウイルスに係る休暇等の各種制度や取り組みにつきましては、早急に周知する必要がありましたので、庁内掲示板にて適時周知をいたしておりましたが、通常の休暇制度につきましては、庁内掲示板や所属長会議等にて、職員のライフステージに沿った休暇制度を一表にまとめ、わかりやすく周知をしているところでございます。今後も定期的に同様の周知を行うとともに、所属長から対象職員に対し休暇制度の活用を促すなどの取り組みとあわせて、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて実施しました取り組みにつきまして、今後の働き方改革の基礎にして鋭意進めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

常勤の方、また非常勤の方はある意味守られているなというふうに私は感じました。飯塚市特定事業主行動計画に掲げられているように、常勤の職員、非常勤の職員が仕事と子育ての両立、ワーク・ライフ・バランスが図れるよう本当に取り組まれているなというふうに私は感じております。これを常勤だけじゃなく、非常勤でなく、また指定管理者まで広げていただきたいなど私は感じておりました。先日、同僚議員が一般質問で、指定管理制度についての人件費について問われておりました。そうしたら、ほとんどが年度当初の計画どおりに支払われているという報告を聞いて、私自身安心しました。実はある指定管理の方から自分たちは大丈夫なのかなと、人件費は払われるのかなと心配された電話がありました。それで聞きに行ったんですけど、大丈夫と返事をいただいたので大変ほっとされておりました。恐らくここにいらっしゃる常勤の方は、何の悪気もなく当たり前のように払われていると思うんですけど、一言さきに言っていただきたい。あなたの方の人件費は守られているということをお伝えするだけで安心されるんです。そこを忘れないでいただきたい。委託の事業の方からも問い合わせがありました。このまま払っていいのかなと。それだけ人件費に対しては敏感です。常勤の方は全然そういう心配なく働かれていると思うんですけども、そうではない方が飯塚市を支えられています。その方をぜひ忘れないでいただきたい。常勤、非常勤、そして指定管理者、委託、そしてパートの方、全ての方がこの飯塚市を支えている。そのことを、市長を含め、ここにいらっしゃる方がしっかり考えて連携をとっていただきたい。私もスクールカウンセラーはどうですかと聞いたら、スクールカウンセラーの方は働いていると聞きました。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員、発言時間が終了しておりますので、ご了承をお願いします。お席のほうへ。

（発言する者あり）

ごめんなさい、ルールなので。

（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。8番 川上直喜議員に発言を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、通告に従い一般質問を行います。第1は新型コロナ対策です。片峯市長は6月16日の一般質問に対する答弁の中で、第2波を防ぐ、もしくは被災を最小限にとどめるためとして、検査体制や医療体制の保持に努め、保健所や医療機関との連携を継続、また、災害発生時の避難所運営やインフルエンザ感染期との重複対応について、安全確保ができるように、準備と努力をすると述べました。12万7777人の市民の命と暮らしを守る覚悟、それにふさわしい財政出動への決意は、なお弱いままであります。なぜそうなのか。

そこで、1点目は、コロナ対策本部の活動です。まず、その発足からの活動の概要をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

これまでの本市対策本部の取り組み概要については、国内感染発生時、県内市内感染発生時、緊急事態宣言時、緊急事態宣言解除時の4期に分けて、概要について説明させていただきます。

まず、国内感染発生期からご説明いたします。今年1月28日に国内感染が確認され、翌29日には警戒室を設置いたしております。警戒室では、新型インフルエンザ行動計画に基づく体制整備、感染防止のためのマスク、手指消毒液などの確保、学校や公共施設への感染防止用品の配置、今後の感染拡大を想定してのタイムラインの策定等を確認し、警戒体制を整えております。

次に、県内市内感染発生時期についてでございますが、2月20日に県内で初めて感染が確認されたことを受け、市の対策本部を設置いたしております。このときには、市内での感染防止対策が大きな課題であり、学校、保育所等での感染防止策の実施、緊急性、必要性の薄い公共施設の利用自粛や濃厚接触を避けられない、または重症化するおそれのある高齢者を対象とした会議、イベントの中止、延期を市民の皆様をお願いしております。また、感染防止用品が不足してきたということで、医療機関等へ市が持っておりました備蓄マスク、消毒液の提供を開始いたしております。

次に、緊急事態宣言時となります。4月7日に国が緊急事態宣言を発出し、その後、県知事が休業要請を行っております。本市といたしましても、学校、公共施設の休業、イベントも全て延期、中止といたしました。一方で対策本部は、この時期から市民生活、地域経済への支援策の検討、また、緊急事態宣言解除後の学校、公共施設再開時の感染防止策などの検討を始めております。

最後に、緊急事態宣言解除時からとなります。5月14日に福岡県は、緊急事態宣言地域から解除されますが、すぐに市民の社会生活活動、経済活動が戻ることは困難であることから、引き続き、生活支援、経済支援を国の予算も絡め対応を続けております。それに加え、今後到来が想定されている第2波に向けての対応準備についての検討を始めております。

以上が、本対策本部のこれまでの取り組み概要でございます。

○議長（上野伸五）

- 8番 川上直喜議員。
- 8番 (川上直喜)
対策本部は何に基づいて発足し、何を行動指針としてきたのか、尋ねます。
- 議長 (上野伸五)
市民協働部長。
- 市民協働部長 (久家勝行)
先ほども答弁いたしましたように、当初の対策本部については、新型インフルエンザ行動計画に基づいて、やってきております。行動指針についても、新型インフルエンザ行動計画を参考にしながら進めてきております。
- 議長 (上野伸五)
8番 川上直喜議員。
- 8番 (川上直喜)
どういうメンバーですか。
- 議長 (上野伸五)
市民協働部長。
- 市民協働部長 (久家勝行)
メンバーにつきましては、市長、副市長、教育長、企業管理者、それから部局長で構成いたしております。
- 議長 (上野伸五)
8番 川上直喜議員。
- 8番 (川上直喜)
何人になりますか。
- 議長 (上野伸五)
市民協働部長。
- 市民協働部長 (久家勝行)
15人でございます。
- 議長 (上野伸五)
8番 川上直喜議員。
- 8番 (川上直喜)
運営はどのように。
- 議長 (上野伸五)
市民協働部長。
- 市民協働部長 (久家勝行)
合議体でございます。
- 議長 (上野伸五)
8番 川上直喜議員。
- 8番 (川上直喜)
そのうち、女性は何人ですか。
- 議長 (上野伸五)
市民協働部長。
- 市民協働部長 (久家勝行)
女性は1人でございます。
- 議長 (上野伸五)
8番 川上直喜議員。
- 8番 (川上直喜)

ジェンダーの視点はどのように取り入れていますか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

具体的にジェンダーの視点をどこに取り入れたかということについては、申しわけございませんが、対応しておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

行動計画の中で、人権についてはどのように規定していますか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

行動計画の中では、基本的人権の尊重という項目がございます。その中では、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最低限のものとする。市は県が行う医療関係者への医療の実施要請、不要不急の外出自粛の要請、学校や公共施設の使用制限の要請、臨時的医療施設開設のための土地等の使用、緊急物資の運搬等、特定物資の売り渡しの要請などの実施については、市民に対して十分に説明を行い、理解を得るように努めるというような基本的人権の尊重の規定がございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この5カ月の間、実際において、どういう点を重視してきましたか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市は保健所を行政で持っていない市町村となります。したがって、本市が一番に重視してきたのは、市民の方の感染防止、そういう感染が蔓延する、そういうことを防ぐための手だてというものを最重要視してまいりました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

人権に関してお尋ねしています。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

申しわけございませんでした。人権に関してでございますが、先ほども基本的人権の制限は最小限ということがございましたが、私どもの中で人権を意識してやった分につきましては、いわゆる感染した方、感染患者の方が、いわゆるうわさとか、そういったもので非常に傷つくといいますか、そういうことが起こらないように、その方たち感染者の方を守るというようなことを意識して、今回の対策本部の中では考えてきたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ほかはないですか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

もちろん、その後、市民生活とか、経済とか、そういうところでかなり疲弊した状況が出てきておりますので、その方たちを応援する、支援するというような人権意識というか、そういう視点でやってきております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

対策本部の合い言葉があると思います。紹介してください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

合い言葉といいますか、私どもとしては、コロナ、インフルエンザについて正しく恐れよというような合い言葉を常々使っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

行動指針としては、ほかにありませんか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

現時点では、飯塚市としての行動指針はございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

平成30年4月策定の福岡県感染症予防計画（第4版）は、どのような内容ですか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

中身について、簡単にご紹介させていただきます。これは、計画の改訂の背景、趣旨というところでございますが、県は、感染症の脅威から県民を守り、感染症発生の早期把握、関係機関と連携した国内外の感染症情報の収集、国際的動向を踏まえた施策の実施、個別計画の位置づけの明確化と結核予防対策の推進など、現状に即した施策の方向を示し、より一層、感染症対策を総合的に推進するためにつくったということになります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

コロナ以前の予防計画なんですけれども、今回の本市のコロナ対策との関係ではどういう位置づけにしましたか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今回のコロナ対策の段階においては、この感染症予防計画というのは、位置づけはございません。ただ今後、コロナウイルス感染症の第2波を考えてくるときには、他の感染症との関係とい

うものを意識しながら、市として、対応方針というものも考えていく必要がございますので、今後は、こういう計画も一つの方向性の指針ということで、位置づけというか、参考にしながら考えていきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

対策本部の会議録、関係資料は作成、整理、あるいは保管の状況はどうなっていますか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今言われました会議録等については、コロナ対策室という専門の部署を設置しておりますので、そこで、資料を整理、保管いたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これからの活動に生かすとともに、歴史的検証に耐えるものになっているとお考えですか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

国は、今回の新型コロナウイルスの関係の書類については、歴史的緊急事態宣言に基づく、未来に向けて残す資料というような位置づけを行っております。本市としては、正式にはまだ決めておりませんが、未来に向けて残すということを考えていくということで考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

対策本部の第3回と第9回の会議録及び関係機関との協議の資料が不存在となっております。どういう事情ですか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

会議録がない回の対策本部につきましては、緊急の事案でございまして、対策本部を開くいとまがございませんでしたので、書面審議という形でやっておりますので、会議録がございません。それから、関係機関との会議資料ということですが、このときは、会議資料はございませんでしたが、会議概要については、保存はいたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

関係機関との協議の資料の不存在の事情は。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

関係機関と協議をしたときの資料、会議資料というのは、特別つくっておりませんでしたので、不存在ということになっておりますが、会議内容の概要についてはございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

PCR検査の体制整備、検査の実施状況及び死亡を含めて陽性患者の確認の推移を伺います。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

申しわけございません。これは、県ということでございますでしょうか。それとも国ということでございますでしょうか。申しわけございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

飯塚市民にかかわることです。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

飯塚市民にかかわるPCR検査としては、2通りございます。一つは、従前からございます行政検査という形で、保健所を通して発熱外来のほうで検体採取をいたしまして、県の感染症研究所のほうでPCR検査を実施するものがございます。もう一つは、5月18日に飯塚医師会が設置いたしました地域での検査センターというものがございます。その検査の実施状況でございますが、1日2時間開設いたしまして、1日に12人の方の検体を採取するというところでございます。それから、死亡者及び陽性患者でございますが、本市における陽性患者は4人ございまして、うち1人がお亡くなりになっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

感染の危険性並びに市民生活、経済活動の危機は急速に深刻化してきました。状況の変化ごとに認識をどう発展させてきたか、振り返ることがあったと思います。聞かせてください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

振り返りということでございますが、先ほども取り組み概要についてはお伝えいたしております。すみません。振り返りというか、振り返るときには当然、評価というようなものもついてきますので、評価も含めてご説明させていただきます。これまでの新型コロナ感染症対策の評価ということで、振り返りと評価ということでございますが、数値的な評価で申しますと先ほども答弁いたしましたように、本市では4人の感染者が確認されております。この方たちからの感染の拡大ということはございませんでした。このことは、感染者とその家族の方々が自覚ある行動をされたこと。また、その方々を支えられた保健所、医療機関、関係者の努力の成果と考えております。

次に、対策本部の取り組みと評価という形でございますが、先ほど答弁いたしました4期に分けて、取り組みの内容と評価をさせていただきます。国内感染発生時に設置しました警戒室は、政府対策本部とほぼ同時に設置し、新型インフルエンザ行動計画に基づいて、次の段階である県内発生に向けての感染防止のための準備ができたというふうに評価しております。

次に、県内市内感染発生時期でございますが、国内で徐々に感染拡大していた時期でございます。2月20日に対策本部設置と同時に、市内における感染防止策をまとめた対応方針を公表したこと。また、政府から学校休業要請を受けた際にも、翌日には児童クラブの臨時開所を決めるとともに、保護者の休暇取得に市内事業者3千社への協力依頼を行うなど、児童生徒、保護者の

不安、支障を最小限に抑えることができたというふうに評価をいたしております。また、事業資金の融資や経営相談の窓口を設置して、事業所への支援も開始いたしております。3月24日、市内で初めて感染者が確認された際にも、翌日には保健所と連携し、市長記者会見で正確な情報を公表し、感染拡大に関する市民の不安を和らげることができたと考えております。

次に、緊急事態宣言時でございますが、大都市部で急激に感染が拡大した時期となります。対策本部としては、4月上旬から休業、自粛要請を受け、体力の弱っている市内企業への実態調査を開始し、市の経済対策を検討するとともに、市民生活支援の検討を開始し、4月28日には支援策を示すことができっております。市民の皆様、事業者の皆様の不安解消につなげることができたと評価しております。また、5月には市役所職員のプロジェクト、それから社会福祉協議会との連携により、個人向け生活資金の相談窓口、事業所向け経済相談窓口を平日のみならず、休日も開設し、手続の迅速化を図り、必要な資金をいち早く届けることができたと評価いたしております。

最後に、緊急事態宣言解除後の対応となりますが、感染状況は落ちついてはいるものの、常任どこかでウイルスがくすぶっている状況の時期と考えております。ここでの評価は現時点ではできませんが、感染の第2波への対応、市民の社会活動の再開と地域経済の回復を同時並行で進めることができるかが評価の対象となると考えております。そのためにも新型コロナウイルス感染症に対応できる市民生活の様式、企業経営の形成が重要と考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

現段階で得ている教訓をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今回の教訓につきましては、1点目は、感染防止に必要なマスク、消毒液、体温計、防護服などの物資の備蓄と適正管理の必要性を認識しております。これについてはもう既に準備をいたしております。

2点目が、県の保健所との連携と考えております。感染者に関する情報の共有、また保健所は、感染症が発生したときには多くの役割があり、今回も市民の相談窓口は保健所、PCR検査の判断も保健所、感染者の感染経路、濃厚接触者の追跡調査も保健所となっており、電話もつながらないといった状況もございました。そのようなことも含めて、保健所と市町村の連携のあり方は、検討する必要があると考えております。

3点目でございますが、専門家の意見の聴取体制の確立と考えております。今回の新型コロナ対策については、日々変わる状況の中で課題が生じ、判断に迷うときは個別に専門家の方に相談してはいたしましたが、体制としては、確立できておりませんでした。第2波に向けては、専門家の方の意見を聞いて施策を進めることが重要と考えております。経済対策についても、今後、中小企業振興円卓会議で意見聴取を行ってまいります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今の自己評価と教訓については、市民の声、関係者の声をどのように聞いてのことか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今の評価と教訓というのは、はっきりと市民の方にお伺いした、例えばアンケートとかそういったものをやったわけではございませんけれども、当然、市民の方から寄せられてきた電話相談とか、苦情とか、そういったものも含めて対策本部の中で、いろいろ議論したことを整理したものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほど、状況の変化ごとに認識の発展を聞いたのには答弁がありませんでした。2月25日の片峯市長の施政方針には新型コロナのしの字もないまま、2日後には安倍首相が全国一斉の学校休業を要請するという事態のわずか2日前です。3月17日まで3月議会の会期はあったのに、私は繰り返し、3月の当初予算に新型コロナ対策の予算が1円もないことを指摘し、そして、組みかえを要求してきました。今のあなた方の話を聞いていると、市長の認識はそういうことであった。市の認識はそういうことであって、3月予算でも1円も予算をつけなかったけれど、何とかなつたと自分たちでは思っているという評価なんですか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

2月、3月にかけてということについては、今のような、例えば、市民生活支援、経済対策という、ある意味での大きなお金については、その当時はまだ必要としておりませんで、その当時必要であったものが、先ほども説明しましたように、マスクやアルコール消毒液、そういった消耗品、それから体温計とか、そういったものが当面必要と、緊急に必要ということでございましたので、その分については、予備費で対応するというところで考えておりました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

自己検討を深める必要がある。いづつかスポーツ・リゾートについて、陽性患者の隔離施設として使用することについて、どこまで検討しているか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

陽性患者の隔離施設として、いづつかスポーツ・リゾートを使用することについては、県の要請があれば受け入れるということで、指定管理者から了解を受けているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

5月29日のNHK報道によれば、緊急事態宣言のもとで休業中だったのに、110人余りを受け入れたことについて、市が事前に了承していたとのこと。どういう経過ですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

4月9日、指定管理者でありますソニックススポーツより、コロナウイルス対策を講じた中での一部施設の利用開始と営業日の取り扱いについての意向が示された文書が提出されております。その中で検討を行いました結果、宿泊施設が事業継続を求められる事業者であり、既に予約が行われていた宿泊客のみ受け入れる予定であること。また、利用者間で3密が保たれる宿泊施設の距離であり、また、1棟それぞれ独立する屋外の宿泊施設であったこと。また、営業の主な条件

といたしまして、営業施設は一定の施設間の距離を保っているグランピング施設であること。利用者間の接触を避ける取り組みを実施すること。そういった条件を付しまして、4月18日土曜日、25日土曜日、それから5月2日から5日までの6日間にかけて、営業を認めたものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

対策本部ではどういう議論になりましたか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

担当所管課におきまして、決裁を行った上で決定をしたものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

対策本部では話し合っていないということですか、事前に。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

対策本部については、4月8日に開催されておりますが、そのときまでに方針が決まっていない状況でありましたので、先ほど申しましたように協議を行った上で、営業を決定したところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

緊急事態宣言はいつ発令になったのですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

福岡県におきましては、4月7日に発令されたものと認識しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

対策本部長の片峯市長が、この事態を事前に承認をしたということになりますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

先ほどと繰り返しの答弁になりますが、所管課において決裁を受けた上で、営業を許可したということでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その決裁は市長まで届かなくていいんですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

市長決裁まで終わらせて、決裁を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、なぜ答弁しないんですか。あなたが決裁しているじゃないですか。答弁してください。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

先ほど言いました4月の本部会議の中で、公の施設等々のあり方について、それぞれにおいて対策本部会議の中で協議しましたが、その時点ではまだスポーツ・リゾートの運営者との協議がまとまっておられませんでしたので、対策本部の中で、それは所管課と私どもとでどうすべきかを検討し、決定することにするということの了承をいただいた後、先ほど経済部長が申しましたとおり、緊急事態宣言が出ましたが、ホテル、旅館は御承知のとおり休業要請の対象とはなっておりませんでした。スポーツ・リゾートにつきましては、ホテル棟については、密を回避できない、難しいだろうということでホテル棟は閉じました。外のテントやコテージのある、いわゆるグランピングエリアについては、密の可能性が極めて低いということで、そのみ先ほど経済部長が答弁しました予約、そしてたしか6日間の開所ということで了承し、決裁をしたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そのときに、予約客なんだから、県外から来訪があるということを知りながら、市長は知る立場にあったはず。このことについて、今経過を聞いたので、反省は述べられませんでした。反省がありますか。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

先ほど冒頭におっしゃいましたNHKのインタビューでもお答えいたしました。その時点で、まさか県外からお見えになるというようなことは私自身の中で想定しておりませんでしたので、最終的に113名の宿泊客のうち5名の方が、県外からのお客様でございました。それを後で知って、事前にそのところまで、私もチェックをし、協議をすべきだったというように反省をしたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

クラスターが発生していたら。

学校、児童クラブ、保育所等への次亜塩素酸水の噴霧器設置は対策本部での決定ですか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

学校及び放課後児童クラブへの導入につきましては、教育委員会で決定いたしております。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

保育所等につきましては、4月21日の第13回本部会議で決定をしたものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

生成器と噴霧器の輸入元、製造会社、購入先、購入数、財源及び設置に至る経過、さらに現状と今後の予定を伺います。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

生成器につきまして、お答えをいたします。生成器の購入先は広島県広島市南区西蟹屋3丁目2番1号、日通商事株式会社広島支店でございます。導入に至った経過でございますが、新型コロナウイルスの対応に関しまして、逼迫している消毒用アルコール等の状況を踏まえ、今後、公共施設等で使用する消毒液の確保が急務となりました。そのため、自前で生成可能な代替消毒方法を模索している中、インターネット等で検索し、4月21日、第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を経て、次亜塩素酸を主成分とする溶液、次亜塩素酸水等生成装置の導入の意思を決定いたしました。その後、4月28日付で予算の専決処分を行ったものでございます。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

霧化器につきましても、生成器と同じ日通商事株式会社広島支店から398台、財源は予備費。経過につきましては、4月28日に教育委員会会議で了承を得た後、5月7日に購入の決裁を完了いたしまして、5月18日に発注、6月2日に霧化器及び附属品の一部が納入されまして、それを各小中学校等に配付をいたしております。一部まだ部品が納入されていないため、まだ使用はいたしておりませんが、現在マニュアルを作成しておりますが、それが完成するまで使用しないことといたしております。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

保育所等に配付している状況でございますけれど、59台を配付しておりまして、現在、教育委員会の学校と同様、現在、各保育所に保管をしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

質問を聞いていないのかな。あと3台はどこにあるんですか。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

申しわけございませんでした。残りの2台につきましては、予備というか、いろんなところでの貸し出し用として、コロナ対策室のほうで保管いたしております。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

輸入元、製造会社でございますが、これも同じ日通商事株式会社でございます。

○議長（上野伸五）

財源と金額は。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

財源をお答えいたします。生成器につきましては、1台購入いたしまして、715万円でございます。5月15日に契約を締結しております。納期は2カ月後となっております。7月15日でございます。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

霧化器につきましては、単価が3万5千円ございまして、398台に消費税をかけまして、1532万3千円でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

どこから輸入したんですか。これをつくった会社はどこですか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

日通商事株式会社でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日通商事株式会社という国があるんですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

教育部長もお答えしましたけれども、生成器につきましても日通商事株式会社で日本の国産メーカーでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

輸入元なんですよ。どこから輸入したのかと聞いたんですよ。輸入したと言ったじゃない。日通商事が輸入元だと言ったでしょう。だから、どこから輸入したのかと聞いたんですよ。そうしたら国産ですとか言い始めるわけ。どこの製造会社でつくったのかということも聞いたのよ。これは商事会社なんですよ。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午前 11 時 58 分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長（二石記人）

大変申しわけございませんでした。製造元につきましては、日通商事株式会社広島支店、輸入元につきましては、富士ブレード株式会社でございます。輸入した国につきましては、申しわけございませんが、わかりません。

○議長（上野伸五）

8 番 川上直喜議員。

○8 番（川上直喜）

市長、本当にどこから輸入したのかわからないんですか。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長（二石記人）

申しわけございませんでした。整理して申し上げますと、販売元は日通商事株式会社でございます。こちらが商品の規格をいたします。その規格に基づいて、製造元である富士ブレードに下請に出しております。富士ブレードは、中国の工場に製造を委託いたしまして、でき上がった製品をもう一度富士ブレードが輸入をしております。それを日通商事が販売しているという、そういう商品の流れでございます。

○議長（上野伸五）

8 番 川上直喜議員。

○8 番（川上直喜）

財源を聞いたときに、金額を聞いていませんね。

○議長（上野伸五）

もう 1 回聞きますか。教育部長。

○教育部長（二石記人）

霧化器に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、単価 3 万 5 千円の 398 台分に消費税をかけまして、1532 万 3 千円でございます。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

生成器につきましては、税込み 715 万円でございます。

○議長（上野伸五）

8 番 川上直喜議員。

○8 番（川上直喜）

不親切な答弁で。生成器と噴霧器が一体でないという意味がないんでしょう、これは。それで、中

国の会社はどこにあって、資本金が幾らで、社長は誰で、何という名前か教えてください。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

工場につきましては、広東省深圳、順徳地域にある工場ということでございまして、現在、世界じゅうの主な電機メーカーが工場を持つ地域だということでございますが、それ以上の情報につきましては、技術的な企業秘密にかかわることなので、非公表ということでございました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

会社の名前と資本金と代表者の名前は、技術的な理由によって非公表なのですか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

そのように聞いております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長、ちょっと答弁の指揮をしてくださいよ。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 1時03分 休憩

午後 1時03分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長（二石記人）

大変申しわけございません。メーカーのほうに確認いたしましたが、わかりませんでした。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

会社の名前もわからない。資本金もわからない。代表者の氏名もわからないというところをつくったものを、今子どもたちの目の前に置いているわけだ。それで、その噴霧器の効能書きのどこに、新型コロナウイルスに効果があると書いていますか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

カタログ等に特に記載はございませんが、例えば、N I T E、これは独立行政法人製品評価技術基盤機構でございますが、このN I T Eに対して経済産業省の要請により、新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効評価に関する検討委員会という組織が設置されまして、アルコール以外の消毒方法の選択肢をふやす協議が行われております。このN I T Eの発表によりまして、次亜塩素酸水は新型コロナウイルスに効果がないのかという問いについて、検証試験が継続中であり、いまだ結論は出ていない。今のところ新型コロナウイルスに対して一定の効果を示す結果

もあるが、十分なデータが集まっていないため、引き続き、検証試験を実施するというふうにあります。

今回、教育委員会が導入する次亜塩素酸を主成分とする安心安全なソリューションウォーターにつきましては、電気分解によって生成する次亜塩素酸水とは生成方法が異なりますが、まず、pH値や有効塩素濃度が同等であれば、異なる製法で生成されたものであっても効果は同等とみなすということ。また、新型コロナウイルスに対して一定の効果を示した次亜塩素酸水とpH値や塩素濃度が同等のものであるということ。この2点により有効性は確保できるものと判断をしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日通商事の資料のどこを見ても、新型コロナ感染防止に効果があると書いていない。むしろ、目に入ったときは水で流してください。それから、お子様の手の届かないところに置いてくださいというふうに使用上の注意で書いている。対策本部で導入を決定したということなんだけれど、そのときに何を検討したのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、4月21日、第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、消毒用のアルコールが不足している状況の中、コロナ禍の状況の中でありましたので、インターネット等を活用しまして、この日通商事の生成器、消毒液の検討をしてみました。その内容を本部会議にて、私のほうから説明し、導入を決定した内容となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

単費で2300万円を随意契約でやろうということからすれば、極めてずさんであると。

10万円給付金を受け取っていない世帯は、現在どのくらいありますか。

○議長（上野伸五）

特別定額給付金対策室長。

○特別定額給付金対策室長（渡部淳二）

特別定額給付金をお渡しできていない世帯数でございますが、対象世帯数が6万2591世帯中、きょう現在、6月29日分までの振り込み手続が完了しておりますのが、5万9466世帯となっております、全体の95.2%となっております。まだ申請されていない世帯が3125世帯ほど残っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そのうち、生活保護世帯はどのくらいありますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

お尋ねの本市の定額給付金の受給資格を持たれた生活保護受給世帯でございますが、6月18日現在で3841世帯と、これは給付金の申請済みの世帯数でございますが、3841世帯となっております。6月18日現在で4093世帯ございますので、残りは252世帯となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

希望する全ての市民に届くように、どういう手だてをとっていますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

現在、例えば郵便で送っておりますが、戻ってきた世帯につきましては職員が訪問をしております。それ以外は、ホームページや防災無線といったものでPRをしておりますし、この先、予定としましては、勧奨通知、はがきを出す予定にしております。そのほか生活保護世帯につきましては、担当ケースワーカーがおりますので、ケースワーカーのほうから声かけをするようにいたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

対策本部を初めとして、市の職員がコロナ危機のもとで奮闘された側面はわかります。しかし、今聞いてきたように、教訓化しなければならない問題は多数あると思います。こういうような状況の中で、実は先日ラインで市長に聞いてほしいという声を送られてきました。今から読み上げます。市長、このお母さんの声をどう受けとめるか、お尋ねしたいと思います。「おはようございます。コロナ一律金やっと入りました。対応が遅過ぎたからか、母子家庭で働けない。収入なしでご飯食べれなかったの、きのう倒れて救急車で運ばれました。栄養失調でした。第2波の対応なども不安です。雇用調整助成金など、あと個人事業主に対してのも、まだ何も連絡なしです。働き盛りの人がどんどん倒れていき、日本が、経済が崩壊したらなど、いろいろ気になります。私も今回は意識不明になる手前でした。母子家庭は本当につらいです。こんな例もあるのだということも、ぜひ、飯塚市、福岡県の話し合いで出してもらえたらなと思いました。」市長、受けとめを聞かせてください。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

ラインでお便りをお寄せになられた方は、母子家庭のお母様だろうと思います。私も3月の時点で、母子父子家庭の方が雇いどめだとか、解雇に、非常勤の職員さんが多いんでしょう。そして、なられたときに生活そのものが成り立たなくなり、この方が訴えてあるような状況も心配しましたので、他地区に先駆けて、ひとり親世帯への応援ということを役所の中で検討いたしました。その想像を超えるような厳しい方もいらっしゃるんだということをまず認識いたしました。もう1点は、この方がご自身のことのみならず、これからの市民生活や社会のことも気になさって、経済が成り立たなくなって、市民生活が現在のようにスムーズに行うことができなくなればどうなるんだろうという声も率直に受けとめたいと思っております。御承知のとおり、事業者に対する応援金も、私たちの想定を超えるほどの申請数がありました。これは、緊急事態宣言が予定よりも1カ月延長になったことで、さらに厳しい事業者さんが増加したせいだろうと思っております。できるだけ早く経済の立ち直りができるように、今後もしっかりと実情を把握しながら、まさに、市ができる支援が必要かどうかの見きわめと、何が必要かどうかという見きわめを、今後もお一層、やっぴいかなければならないという思いを強くしたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長としてしっかり受けとめてもらいたいと思うと同時に、市長のラインからも国や県に対して、この切実な声も届けていただきたいと思います。

そこで、第2波への対策方針、その実行に必要な行動計画を説明してください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

第2波の対策方針ということでございますが、感染の予防、それから蔓延防止というものを主として行いつつ、一方では、市民社会活動と地域経済を維持継続していくというのが、第2波への対策方針だろうということで考えております。その実行に必要な行動計画につきましては、現在あるのは新型インフルエンザ行動計画でございますが、この行動計画の中では、一部、現状と異なるような、特に医療体制のあり方とか、そういったところは異なってくるところもございますので、行動計画自体を見直すということは、基本、時間的に無理かなというふうには思いますけれども、必要な実施計画を立てながら、対応していくということに現実的にはなろうかと思えます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

実施計画と言われましたけれど、いつまでにどういう手だてで、例えば市民の意見、関係機関の声はどう受けとめて、聞いて作成するのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

第2波というのが、もちろんいつ訪れるのかというのが私どももわかっておりませんが、一般的には、冬に到来するのではないかというようなことが多く言われますので、当然、それに間に合うような形での計画と予算を立てていきたいということでございます。どういうところからの話を聞いて対応するのかということでございますけれども、今考えておりますのは、行政アドバイザー制度というものを市のほうとして設けておりますので、そういう専門家の方の意見をまずは聞いて立てていきたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

冬までにですか。

3点目は、国、県への要望についてです。国にはいつ、どういうルートで何を要望し、どういう対応があったのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

まず、国についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、2月28日に中小企業への支援として、特に雇用調整助成金の特例措置の全業種への拡充を要望しております。また、市長会の関係につきましては、全国市長会から3月10日に緊急提言という形で、国と地方の緊密な連携、それから物資不足への対応について、小中学校等の一斉休業への対応について、医療介護サービス提供体制の確保について、地域経済対策についてなどの要望をいたしております。

次に、4月2日には、中小企業・小規模企業者、農林漁業者などへの支援を重点的に行う緊急対策を講じることを強く求めています。その他、4月8日には、3月10日の緊急提言の内容に

追加して、雇用、就業機会の拡充強化について、特別定額給付金について、徴収猶予と財政措置についてなどの要望も行ってあります。さらに、緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大したことに伴い、4月22日に医療提供体制の確保と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等を求める緊急提言等を市長会のほうから行っているという状況でございます。

それから、私の所管で言いますと県のほうにでございますけれども、福岡県に対しましては、福岡県市長会を通じて4月15日に要望書を提出しております。その内容といたしましては、主なものとしては財政支援、それから県との連携強化、事務手続、人的支援、生活支援、感染防止策、教育対策、経済対策など、実際により身近に市民と接している地方自治体として抱えている課題や問題などへの対応を幅広く要望しております。本市も含めて、保健所未設置の26市から延べ367項目を提出しております。この要望につきましては、福岡県の各関係部署へ要望されるとともに、必要に応じて福岡県から国のほうに要望されたと聞いております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長は、ひとり親世帯等に5万円を支給する制度を4月28日の緊急対策でつくりましたが、生活保護のひとり親273人を差別的に除外しました。この件について、私は5月の臨時議会で不当であると是正を要求しましたが、市は、2つの理由を挙げて是正しないというふうに答弁がありました。そのうちの 하나가、給付をしても収入認定があるからだと言い張ったわけです。ところが、厚生労働省は、既に5月1日付の通知において、収入認定せよとは書いておらず、まして除外せよとも書いていません。直ちに差別的取り扱いをやめて、生活保護世帯にも支給するべきではないか、市長の考えを伺います。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

このたびの新型コロナウイルスの感染症対策の一つとして、飯塚市独自の支援策として、ひとり親家庭へ5万円を支給いたしました。この支給対象から生活保護受給世帯を対象外としたところでございますが、その理由としましては、2つ大きくございます。

一つが新型コロナウイルスの影響による経済活動の停滞による経済的困窮が見込まれるひとり親家庭等に対する支援を目的としておりますが、生活保護世帯は最低制限生活費の保障がございますので、新型コロナウイルスの影響が少ないこと。

もう一つが、今ご質問されております収入認定のことでございます。議員が言われますように、5月1日に通知がございましたが、この5月1日の通知は、1人当たり10万円の定額給付金についての生活保護の考え方の取り扱いを示したものでございまして、定額給付金は収入認定をしないということでございますが、それとあわせて、それ以外のものにつきましては、基本的にその他の収入として取り扱うものであると。ただし、これによりがたい場合は厚生労働大臣へ情報提供することとなお書きがございました。収入認定を行うことがなじまない場合には、その制度の詳細を厚生労働省へ報告し、収入認定の可否について厚生労働省が決定し、後日通知をするということを示されておるものでございました。さきの臨時議会におきまして、原則は収入認定をするものの、特例的に収入認定の対象外となる可能性がある旨の説明が不足しておりまして、必ず収入認定の対象となると、そういった印象を与えてしまっていることにつきまして、この場をかりまして、おわびを申し上げます。ただし、この通知に従い、収入認定の可否判断について、厚生労働省への問い合わせを行いましても、非常に長い期間を要するとのこととございまして、制度設計時の判断要素としまして、使うには難しいものがあったというふうに考えております。いずれにしましても、4月下旬に今回の制度設計を終えておりまして、迅速に対応すべき今回の応援金のような趣旨の給付金での収入認定の判断は、通常的生活保護の取り扱いを踏襲す

るものとしております。収入認定をしますと、生活保護費が減額となり、生活保護世帯の手元に残る現金は変化がないということになりますことから、今回の判断になっております。

このように、確かに特例的な可能性は残っていたものの、基本的には児童扶養手当や児童手当同様に収入認定はすべきものとの考えは、4月に制度設計の検討を行っているときから変わりがございません。この点について、生活保護制度は国の制度でございまして、国の判断や明確な指示がない状態で、市独自の判断をすべきものではないというふうに考えております。以上のことから、今後も今回対象外とした世帯に対しまして、改めてこの応援金を給付する考えはございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長、福祉事務局長は、臨時議会のときの私の質問のときに、この通知があることを隠していたんです。先ほど市長が、ひとり親世帯のお母さんの訴えを受けとめてと言った、そういうスタンスとも異なる答弁をしております。現状において、生活保護世帯に対する実質的な差別的な取り扱いが続いており、そして今後も改めないという答弁を福祉事務局長がしているんだけど、飯塚市長としてはどうですか。国の通知には、収入認定するとか書いていない。その後こういうふうに可能性があるとかも書いていない。通知を読みきらないでいるんですよ。なお書き以降を読んだらわかるでしょう。これによりがたい場合は、国に情報提供することと書いているだけです。それは、地方公共団体の長において、責任を負うべきものだからですよ。国の責任にしてもらいたくないというのが、この5月1日の通知ですよ。市長自身がこの通知を読まれましたか。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

自分のほうも、その通知を拝見いたしました。今、質問者がおっしゃっている部分につきましては、恐らく収入として、ケに定める額の範囲につき収入として認定しないこと。ここから先のなお、額の範囲について、これによりがたい場合はというところの部分だと思っています。この部分についても、私も福祉部のほうに尋ねました。原則として収入認定となる。しかしながら、市として厚生労働省のほうに直接この件を収入認定としないしてほしいということを挙げたときに、それがおりる可能性もあるかもしれませんが、期間がかかるので、即時の対応というようなことにはなりがたいというような話を聞きましたので、私自身納得しておりますし、今回、国のほうからのひとり親世帯に対する対応について、それは生活保護世帯も含むというようなことも確認しておりますので、その分については恐らく、先ほど述べられました母子家庭の方が生活保護のご家庭かどうかはわかりませんが、恐らく、収入に大きな減少がなくても、さまざまな面で、これまで以上に支出がかさんであるだろうということは想像がつきますので、今回の国の制度ができるだけ早くお手元に届くことを期待しているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

飯塚市長が決断すればできることを、国がだめだと言っているわけでもないのにやらない。格差社会が広がり続けている中で、我々はコロナ危機を迎えたわけですよ。この格差の中の相対的に低いところにいる方々がどれだけ生きていくのに苦労しているかというのはわかるでしょう。今の局面で、基本的人権を守る上でさまざまなものがが必要です。しかし、今現実には、第一に必要なのは現金ではないんですか。この現金が人々の手に渡らなければ、基本的人権は守りようがないですよ。この決断が飯塚市長にできる局面があるのに、福祉事務局長はこう言った、ああ言ったというようなことで、市長が決断しないのは非常に残念です。これは市民が片峯市政のありよ

うを問う局面が出てくると思います。

第2波の危険性に関する認識を伺います。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

第2波の危険性について私どもとしては、他の感染症との関係というものが一番の危険性と思っております。その一つは、もちろんインフルエンザということでございますし、もう一つというか、いろんな感染症がございますが、風疹とか、そういうものもございます。風疹等についても、今一定の年齢の方については、抗体を持っていないというようなことで、今本市でも、そういう方々には抗体検査をして持っていない場合は、ワクチンの接種等、そういったものを勧奨いたしております、クーポン券をですね。そういうものの対策もきちんとやっていかないといけない、そういうところが一番の危機だというふうに思っています。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

インフルエンザの流行というのは100%来るわけでしょう。多くの市民が発熱状態になっていく。病院にかかれない。検査ができなければ、治療を受けられない。高齢者はどうするんですか。インフルエンザ、その次待っているのは肺炎ではないですか。高齢者が肺炎になります。その次に待っているのは何ですか。若い人も一緒ですよ。コロナ死と同等以上に今我々が直面しているのは、インフルエンザですよ。そのことはもう16日から市長は言っている。それよりもトーンダウンしているような答弁を部長がしてどうする。

4点目は、財政出動についてです。国は、かつて経験したことの無い危機から国民の命と暮らしを守れる世論の高まりを受けて大規模な財政出動を行っているが、財源はどこから捻出していると承知していますか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

その件につきましては、国債の発行によるものと認識しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市民の命と暮らしを守るために必要なことは、借金をしてでもやるべきだが、市長はどう考えますか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

市で借金をすること、いわゆる起債は国で定められているメニューのみ認められている制度でございまして、基本的には、ハード事業に対し起債できることとなっております。このため、ソフト事業を主とする新型コロナウイルス感染症対策のための支援に起債することはできませんが、他のハード事業におきまして、普通交付税措置がなく資金手当てのために活用できる起債メニューがございますので、他の事業で起債し、一般財源をコロナ対策に充当すれば、間接的には質問議員がおっしゃられているようなことは可能かとは思われます。しかしながら、このような起債につきましては、将来の公債費が増加し、財政運営に影響を及ぼすことが予想されますので、できる限り避ける必要があるものと判断いたしております。したがって、新型コロナウイルス感染症対策の予算につきましては、国、県の補助制度などを活用しながら、有事の際に活用す

ることができる財政調整基金を活用して対応してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

新体育館の総事業費は47億円だが、そのうち借金は幾らか。また、それに伴って負担する利息は幾らになりますか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

新体育館整備にかかります地方債は約31億円でございます。また、その利息といたしましては、借入条件により変動いたしますが、約47億円の事業費と仮定をいたしまして、利息を試算いたしますと約2億円となります。このうち50%は交付税措置が見込まれるため、市の実質の負担額としては約1億円を見込んでおります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほど言われました、いざというときに使える財政調整基金と減債基金は、6月補正後の残高は幾らになりますか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

令和2年度末で94億9076万4千円の見込みでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ふるさと納税の固まりである、ふるさと応援基金を加えると幾らになりますか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

ふるさと応援基金の残高は、7億8377万5千円の見込みでございます。したがって、合計いたしますと102億7453万9千円となります。なお、ふるさと応援基金は、質問議員がおっしゃいますとおり、ある一定の用途を選択してご寄附いただいているふるさと応援寄附金を積み立てたものでございますので、何にでも活用できるという性質の基金ではございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

国からの新型コロナ対策に使える地域創生臨時交付金は第1次配分として5億円があり、今回補正予算で歳入に計上されています。これに続いて、国の今回の補正による第2次配分は幾らの見込みですか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

国の補正予算第2号におきまして、予算措置をされております地方創生臨時交付金は2兆円でございますが、国からはまだ具体的な内容が示されておらず、このため本市といたしましては、この第2次の補正分として幾ら交付されるのか、具体的な数値の見込みは持っておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これまでの答弁では10億円を見込むというふうに言われております。合わせて15億円の臨時交付金が見込まれるわけですね。新型コロナに関する6月補正で、財政調整基金の取り崩しをやめた額は幾らになりますか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

6月の補正では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を予算計上しておりまして、この予算額と同額の4億9785万2千円が一般財源の減少額となります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市民の感覚からだと思議なんですけれど、国が新型コロナ対策で使ってくださいとくれた5億円を、飯塚市は新型コロナ対策に使わない態度をとっているということですね。貯金に回したということよね。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

いえ、この臨時交付金は新型コロナ対策に充当いたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

第1次臨時交付金を全額財調に繰り入れるという態度をとっているわけでしょう、市長。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

繰り返しの答弁になりまして恐縮でございますが、これまで新型コロナウイルス感染症対策事業に財政調整基金を充当いたしました。そのものに、今回改めて国のほうから交付されました事業費を充てたものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私の問いをお認めになったわけですね。新型コロナ対策から市民の命と健康を守るために使った、市の一般財源からの財政出動は6月補正分まで加えると幾らになりますか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

市の独自事業分と国、県制度の事業分を合わせました市の新型コロナウイルス感染症対策として、予算計上いたしました額は163億1141万1千円でございます。このうち市の一般財源額は16億252万4千円でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長、これが出しかえていたと思っているかもしれないけれど、財政調整基金の取り崩しに臨時交付金の第1次配分を財調に戻した後の姿ですよ。16億円しか出していない。ところが、既に指摘しているように、当面、新型コロナ対策とは関係の薄い学校の備品であるタブレット調達、これに投入した一般財源6億2千万円、これを除くと9億8千万円ぐらいしか使っていないんですよ。臨時交付金が1次、2次を合わせて15億円くるのに10億円足らずだ。しかもの中には、まだわけのわからない次亜塩素酸にかかわる2300万円とかも入っているわけですよ。国、県の制度によらない市独自の施策の財政出動は、現在までのところ幾らですか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

飯塚市独自事業分に限って申しますと、令和元年度、2年度の市独自事業の事業費は約22億6千万円、一般財源ベースでは約14億6千万円となります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それから同じように6億2千万円引くと、本当に飯塚市は市民を助けるために金を使っていないということが浮き彫りになります。

私は、3月議会で700億円規模の一般会計予算の1.29%程度を組みかえて財源を確保して実現できる、いわば、暮らしアップ9億円プランを市長に提案しました。ごみ袋代、児童クラブ利用料、学校給食費については当面、半額軽減とし、保育所と子ども医療費の無料化を図るものだ。市は行政経営部長が、住民福祉の増進につながる一つの方法であると認識、保育料の完全無償化に関しては国が制度化すれば、市長会を通じて要望していく。行政評価で無駄の削減に取り組んでいるが、現時点では4億円程度の見直しは厳しい。慎重に検討、研究する必要があるとの見解を示しました。これはコロナ危機と全く頭の中になくときのあなた方の答弁ですよ。第2波の感染防止の対策と一体に、社会活動と経済活動の再開を行うために、国と県が果たす役割は極めて重大です。本市には、国の臨時交付金が見込みも含めて15億円あり、いざというときには使える積立金が103億円、借り入れも視野に入れるならば、当面の対策に十分な財源は確保できる条件があります。

そこで、暮らしアップ9億円に加えて、①PCR検査体制は、インフルエンザ発熱の広がりとし市内120医療機関の規模を考慮して、せめて60カ所。②ひとり親世帯の生活保護世帯の差別的取り扱いをやめ5万円を支給。③介護と障がい者福祉の現場の労働者に3万円支給。④中小企業事業主に個人事業主を含めて30万円を支給する。⑤学校に対しては、アルコール消毒薬による清潔の保持、心身のケア体制、20人学級程度のクラス運営。⑥水道料の一定期間の免除。⑦最後のセーフティネットである生活保護利用世帯への生活補給金の復活を提案したいと思うんです。これらに必要な財政出動は、新体育館建設総事業費47億円にも満たないものであります。真剣な検討を求めて、市長に誠実な答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

先ほどからの質問者の試算をお伺いしてしまして、私が財政当局と一緒にシミュレーションしている将来の見通しと随分違うので、もし質問者のおっしゃるような明るい見通しであればいいなというように、正直受けとめていました。今、るるおっしゃいました。率直に申し上げまして、今のこの地域経済の不況の状況に、何とか手だてを打とうということで、6月の議会にも応援券の配布ということで提案いたしました。そういう手だてを打ってもなかなか回復せずに市民生活がなおさら困窮が続くような場合、それから第2波がことしの年内の末にきて、今回に近いよ

うな形で、まだ市内で収まればいいですが、福岡県内でも感染地域がありましたように、それに近い状況になった時の場合については、今質問者がおっしゃっているような対応も、今後、必要かもしれないというようにして、受けとめながら聞いておりました。ただ、再々度細かく見直していこうと思いますが、確かに国のほうからの交付金措置もあります、丁寧にお答えします。リーマンショックのときには、本市の状況は市税が5%減であったということであり、そして回復までに、2年から3年、2.5年ぐらいかかった、元に戻るまでに。今の状況を考えると、最低10%は市税が減少するかもしれないというように考えています。ですから、回復するのが5年かかるかもしれない。そこまで見通した中での市民生活を維持するための経済政策と命と安全を守るためのコロナ対策と両方やっていかなければならないので、そのときに投与する分も意識して、何とか工面をしていきたいというようにまずは思っています。先ほど、もっと第2波に備えるべきではないかと言われましたことについては全くそのとおりで、恐らく担当部長は遠慮して言わなかったんだと思いますが、今月6月30日にアドバイザー会議、専門家の会議を持ちまして、第2波を想定した、るる項目ごとにご意見を伺いながら、本市としてのこれからの具体的準備に取りかかるようにしておりますので、また、内容等々と進捗状況につきましては、当該の委員会の中でも報告をさせていただきながら、皆さん方と協議し、第2波に備え、また、市民の皆さんにとって本当に必要な手だてを講じていけるよう、なお一層財政のバランスもととりつつ、できるだけの支援についてシミュレーションをしていきたいと思っています。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

「共に耐え、この危機を乗り越えましょう。」というふうに市長は、スローガンを書きかえましたね。「共に耐え、この危機を乗り越えましょう。」この言葉の中から出てきたのが、先ほど紹介したような財源はあるのに10億円足らずしか出さない。繰り返し言うけれど、この格差社会の中で、コロナ危機を迎えた中で、どこにどういう手だてをとらなければならないのか。きょうを生きていくために、きょうの仕事を守るために、そして、人権を守るために、基本的人権を守るために現金がいるというこの時代に、予算規模が700億円の飯塚市がわずか10億円足らずしか使ってなくて、「この共に耐え、乗り越えましょう。」という、自分の言葉に責任を負えるのか。私は片峯市長のこの言葉に対しては、すばらしい言葉を学んだ。ここで一緒に生きよう。誰ひとり取り残さない。そういう姿勢を今市民が求めているのではないんですか。ここで一緒に生きよう、誰ひとり残さない、この訴えをどう思いますか。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員、発言時間が終了しておりますので、お席のほうにお戻りください。

（発言する者あり）

市長。

○市長（片峯 誠）

川上議員の視点も、そして熱い思いもわかります。私ももちろんそうですし、市の職員も先ほど福祉部長が実情を話しましたし、市民協働部長がさまざまな取り組みについて説明もいたしましたとおり、今後も、この困窮がどこまでどのように続くのか、しっかりと見ていながら、本当に生活的に厳しい方、そして事業を続けたくても続けることが難しい方等々をしっかりと見落とさないように実態を把握しながら、それに対する支援策についても、常に気持ちと、頭から離れないように取り組んでいきたいと思っています。

○議長（上野伸五）

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時52分休憩

午後 2時05分再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。

「議案第69号」から「議案第83号」までの15件を一括議題といたします。ただいまより質疑通告に基づき議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。「議案第69号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

通告のうち、新型コロナに関する歳入・歳出の総括については、先ほど一般質問の中でも明らかにしましたので省略します。それで、介護保険低所得者保険料軽減負担金増ということなんですけれども、これは本市にとってどういったことになりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

介護保険料の低所得者の負担軽減につきましては、急速な高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、制度を持続可能なものとするために、介護保険法の改正に伴い、平成27年4月より公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられています。本市といたしましても、平成26年4月からの消費税率の5%から8%への引き上げ分を財源として公費を投入いたしまして、平成27年4月より第1段階の保険料率を0.5から0.45へ軽減を実施したところでございます。令和元年10月から消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴いまして、この引き上げ分を財源として新たに公費を投入し、昨年度に引き続き、第1段階が前年度の0.375から0.3へ、第2段階が同じく0.6から0.5へ、第3段階が同じく0.725から0.7へと前回の改正により対象者が拡充され、本年度、議案第78号による条例改正によりまして軽減強化が実施されることとなります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

一般会計から投入する財政出動額は幾らになりますか。

○議長（上野伸五）

高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

軽減の見込み総額9996万6240円を特別会計に繰り入れるものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

約1億円ということですが、これまでの基準額が高過ぎたという、引き上げ過ぎたという認識がありますか。

○議長（上野伸五）

高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

介護保険料の算定につきましては、財源負担割合が介護保険法に法定されておりまして、介護保険法第124条の規定で市の負担割合は12.5%となっておりますので、この12.5%について一般会計から特別会計へ繰り入れを行っておりますので、基準額が高いといったような認識はございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

平成12年の制度導入から20年の間に基準額は、何倍になっていきますか。わかりますか。

○議長（上野伸五）

高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

申しわけございません。ちょっと今手元に数字を持ち合わせておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

3倍になっているでしょう。年金とか3倍になっていますか。なっていますか。

○議長（上野伸五）

高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

年金の金額については、詳細は承知しておりませんが、3倍にはなっていないと思います。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

消費税の増税分によらなくても、市が決断して基準額そのものを下げる。それから低所得の方々には特別の手当てをするということがもっとできたのではないんですか。もっと下げることが。そのところは検討したことはないですか、今度の予算計上との関係で。

○議長（上野伸五）

高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

先ほども答弁いたしました。市の一般会計における介護給付等に要する費用の負担につきましては、介護保険法第124条の規定によりまして、その負担割合は12.5%となっております。この12.5%分について一般会計から特別会計へと繰り入れを行っておりまして、介護保険の財源負担割合につきましては、介護保険法に定められた負担割合に応じまして、国、県、市及び被保険者がそれぞれ負担することになっておりますため、市の裁量によって独自に負担割合を決定することはできないものと認識いたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今まで高い介護保険料を当事者に押しつけてきたということをまず考えなければ、今回の予算措置も本当の意味では生きていきにくいのではないかというふうに思います。

続けて、コミュニティバス等運行事業費にかかわる質問です。庄内を走る西鉄バスは減便ということのようですけれど、その減便の分については、どう対応する予定かお尋ねします。

○議長（上野伸五）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

ご質問されております今回の西鉄バスの一部区間廃止に対する代替案につきまして、庄内地区の路線バスにつきましては、減便というような対応を西鉄のほうで考えられております。今回、予算計上しております代替交通に関しましては、今回の飯塚東地区の代替交通のために、現在、庄内地区と飯塚東地区で共有している予約乗合タクシーの車両の台数を1台から2台に増車する予定にしております。これによりまして、庄内地区で使用できる予約乗合タクシーの車両の台数が増加することから、直接的な庄内地区の支援ではございませんが、庄内地区の減便に対する支援ができるものと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それは西鉄バスが、例えば8時と10時を減便したとすることでしょ。その減便になったダイヤでコミュニティバスを、その区間動かすということではなくて、予約乗合タクシーで行きたい人は乗ってくださいということになるわけですか。

○議長（上野伸五）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

庄内地区の減便に対する支援につきましては、今質問者が申されました西鉄バスと同様な運行という形態ではなくて、現在、運行しております予約乗合タクシーの運行が、車両が増大することでの支援を考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その予約乗合タクシーは、飯塚バスターミナルまで走れるんですか、庄内から。

○議長（上野伸五）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

現在運行しております庄内地区の予約乗合タクシーは、庄内地区のみの運行となっておりますので、飯塚バスターミナルまで直接行くことはできません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今度、減便になる西鉄バスは、庄内地区から先は行かない便だったんですかね。

○議長（上野伸五）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

減便の対象となっております西鉄バスにつきましては、赤坂橋と飯塚バスターミナルを運行するバスでございまして、想定されていた廃止対象区域としましては、当初、赤坂橋から有井団地の間ということでしたけれども、それが減便ということで、結果的に赤坂橋から飯塚バスターミナルの現在運行しておりますバスの便数が減少するというようなことになっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

代替ということであれば、8時、赤坂橋発の便が廃止になるわけでしょう、減便というか。そうしたら、仮に8時に予約乗合タクシーが来てくれたら、飯塚バスターミナルまで行ってくれるんだったら、代替ということには、もしかしたらなるかもしれません、路線は。でもそれが有

井あたりで降りてくださいということであれば、もう全然役に立たないということになるかもしれませんね。

それから、柏の森ヒルズ、中島組、これも廃止になるんですね。同じように、この廃止になる西鉄バスは柏の森ヒルズから中島組までを走っていたバスですか。それともバスターミナルまで行っていたバスですか。

○議長（上野伸五）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

今ご質問のあったバスにつきましては、飯塚バスターミナルまで運行していたバスでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これを代替するとすれば、これはどういう代替を考えているんですか。

○議長（上野伸五）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

ご質問の飯塚東地区の廃止になるバスに関してですけれども、ご質問がありましたように廃止になる区間が柏の森ヒルズから中島組の区間が廃止になります。今回、代替策として考えている手法としましては、その廃止になった区間、柏の森ヒルズから中島組の間を西鉄バスのかわりに運行するといった形態の代替案を検討しているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

廃止になる便の路線の半分というか、途中までを走らせるということなんだけど、それは何が走るんですか。予約乗合ですか。コミバスですか。

○議長（上野伸五）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

今回、考えております代替交通につきましては、廃止となります西鉄バスの運行区間、今お話いただいております飯塚東地区であれば柏の森ヒルズから中島組の区間でございますが、現在運行しております予約乗合タクシーで使用しております10人乗りのワゴン車両を使いまして、西鉄バスと同様な定時定路線型の運行、今、西鉄バスがとまっているバス停、そしてコースを、この10人乗りのワゴン車が運行する予定にしております。運行するダイヤ、便数につきましては、これまでの利用状況を鑑みまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

庄内のほうの減便は、予約乗合タクシーが減便対応の分だけはバスターミナルまで行けるよというふうに市が考えればよいことですか。それから、柏の森ヒルズから中島組を通ってバスターミナルまで行くのは、西鉄と話をすればできることですか。2つ質問しましたけれど、お答えください。

○議長（上野伸五）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

庄内地区の運行をいたします予約乗合タクシーの増台につきましては、これまでの予約乗合タクシーと同じ運行をいたしますので、庄内地区からバスターミナルや新飯塚地区のほうに運行することはできません。これにつきましては、現行の予約乗合タクシーの運行の形態の中で代替手法としての役割を果たすものと考えております。また、飯塚東地区に関しまして、これにつきましても飯塚東地区近辺での運行ということを考えておりますので、飯塚バスターミナルまでの運行というところまでの検討は今のところしておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

バスターミナルの整備、新たに整備したんだけど、あれは幾らかけたんですか。

○議長（上野伸五）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

申しわけありません。把握しておりません。

○議長（上野伸五）

川上直喜議員に申し上げます。議題外にわたっておるとおられますので、このことをご理解の上、質疑を行っていただきますようお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

中心市街地活性化事業で、全体として100億円を超える事業費を投入してやったものでしょう。中心市街地活性化なのに中心地に来られないような、そこをターミナルにしている西鉄が来られないようにしているわけでしょう。飯塚市はそれに同意しているわけだけど、これは人の移動を妨げるコロナ対策というわけでもないんでしょう。ちょっと考えてもらったらどうでしょうかね、常識で。それを指摘した上で、中島組で乗りかえということになるんでしょう。高齢の方、車いすの方もいるかもしれない。障がいのある方もいるでしょう。お子さんもいるかもしれない。中島組で乗りかえができるんですか。

○議長（上野伸五）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

この代替策につきまして、私どものほうでは予約乗合タクシーを使った運行につきまして路線ワゴンというような名称で呼ばせていただいておりますけれども、路線ワゴンの方式につきましては、定時定路線型の運行となっております。したがって、決まったダイヤで、決まったコースを運行いたしますので、例えば中島組での乗り継ぎ、今後も運行している路線バスとの乗り継ぎができるようなダイヤを組むことで、乗り継ぎができるものと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ちょっと難しいですよ。健常な方でも難しい。まして先ほど言ったような状態の方は、そこで転んだらどうするんですか。雨の降る日は、雪の降る日はどうする。本当に一人一人大事にしようと思えば、バスターミナルまで行く必要があるのではないですか。

それから、西鉄はこれだけの不便を飯塚市に押しつけ、飯塚市はわかったと言っていると、市民にとっての不便ですよ。だから2人がかりで市民は迷惑をかけられているんだけど、何か1つぐらい市民にとって、こんなに不便をかけるけど、こういういいこともありますというのは何かあるんですか。

○議長（上野伸五）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（松村浩史）

今、ご質問のよいことということにつきましては、大変申しわけありませんが、今のところちよっと思いつきません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。先ほどから申し上げておりますけれども、議案に対する質疑の内容が議題外にわたっておられると思われますので、会議規則第51条第2項の規定により注意させていただきます。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

生活保護処分取消請求等に係る訴訟確定による弁護士報酬について、説明してください。

○議長（上野伸五）

生活支援課長。

○生活支援課長（内田博茂）

「生活保護処分取消請求、保護開始日義務付け等請求併合事件」につきましては、平成30年12月9日、本市の生活保護受給者1名が原告となり、飯塚市を被告として訴えを提起したものでございます。疾病により入院中の原告から本市に保護の相談を受け、生活保護を開始したものの、その後この決定した生活保護開始日を不服として、福岡県知事に平成29年1月31日付で審査請求を行っております。その結果、県は平成30年6月1日に本市の決定した生活保護開始日平成28年11月9日の決定は取り消すが、開始日は福祉事務所へ生活保護の相談を行った日平成28年10月31日が相当とし、原告が求める疾病により入院をした平成28年10月24日に変更することは却下するという判決を行いました。この判決をもとに、本市は保護開始決定を平成28年10月31日に再度決定しましたが、原告はこれを再度不服とし、生活保護開始日を原告が当初から主張する入院日である平成28年10月24日とすべきとして、本市宛てに新たな行政処分の取り消し及び原告が主張する日での生活保護開始決定の義務づけを求め提訴したものです。今回の判決では、本市に対する請求に係る部分是不適法であることから、これを却下するという判決が令和2年1月29日に下され、その後、原告から控訴されることはなく、令和2年2月26日に同判決が確定したものです。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この弁護士は誰ですか。

○議長（上野伸五）

生活支援課長。

○生活支援課長（内田博茂）

井上道夫弁護士でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市の顧問弁護士ということですか、それは。

○議長（上野伸五）

生活支援課長。

○生活支援課長（内田博茂）

そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それで、市としての教訓というのは何かないんですか。

○議長（上野伸五）

生活支援課長。

○生活支援課長（内田博茂）

今回の教訓でございますが、審査請求に対する県の裁決が下ったことを受けて、生活支援課の係長以上の会議の中で、保護の相談者が申請意思を示された場合については、制度の説明を行った上で申請書を提出していただき、その申請に基づいて要否の判定を実施していくこと。また、自ら申請書を提出できない場合や窮迫保護を要する場合など、柔軟な対応を要する場合の的確な対応を実施していくこと。また、診断会議の資料作成の際は、申請の理由、事前の相談から申請に至るまでの経緯を詳しく記載すること等を再確認し、各係長を通じて生活支援課職員全体に周知しているところでございます。なお、毎年人事異動後に実施する新任ケースワーカーの研修や、年度末に全職員を対象にした職場内研修を実施しておりますが、その中でもこのことに触れ、相談者の申請意思の確認を最優先し、申請書や押印の有無によって申請権を妨げることはないよう指導を徹底しているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ちょっと見えにくいところがあったんだけど、このポイントは、口頭による申請を福祉事務所が受け付けたか、受け付けなかったかというところが、争いの大きな要因ではないのですか。

○議長（上野伸五）

生活支援課長。

○生活支援課長（内田博茂）

今回の件につきまして、最初の相談時になぜ申請が受け付けに至らなかったかという点、まず最初の相談時には、単身での申請を希望されておりましたが、その際には単身の申請でありながら世帯構成は複数人世帯との申し出でありました。同居人の同意がとれていないなど、そのまま申請をされたとしても、調査の結果、複数人世帯のため却下になってしまうことが相談の段階で十分予測される相談内容でございました。却下となった後も、申請の意思がある場合は、再度、複数人世帯で申請していただく流れとなってしまうのですが、そこで最初の申請から2度目の申請までに日数を要した場合に、相談者に医療費の面で不利になる状況が予測されたため、生活保護制度の説明をした上で、すぐに同居人の意思を確認の上、申請をしていただくように、申請書をお渡ししておったところです。その後、担当者が11月2日と7日に病院のソーシャルワーカーに同居人との相談結果を踏まえた相談者の生活保護申請についての確認を行いました。そのときは同居人の了承を得た上で生活保護申請意思については、確認されておりました。その後、11月9日にソーシャルワーカーが福祉事務所に相談者単身での生活保護申請を持参して提出されております。このときは担当者が不在でございましたので、居合わせた別の職員が申請書を受領しております。申請書受領後に担当者が11月10日、18日、22日の計3回病院に足を運び、申請書及び同居人とも面接をし、その面談の内容から申請者は同居人の家に住んでいたのではなく、知人宅を転々とする生活をする中で、一時的に泊めていただいていたものであり、その方の家で体調が急変し救急搬送されて入院に至っていることを確認しております。このことから、本ケースは居住地がない状態の入院患者であって、単身世帯の取り扱いで生活保護を開始しておりますが、最初の相談時の世帯構成の申し立てと申請書提出後に確認された世帯構成が違ったことから、保護の開始日を申請書の提出日で取り扱っております。後の当該被保護者が福岡県に申し出た審査請求の裁定では、当該被保護者が10月31日時点で申請意思は表明されている中で、申請内容と世帯構成が違った場合に却下となってしまう可能性があることを担当者が説明したことは、その後の申請書の提出をおくれさせたものであると捉えられておりま

す。10月31日に単身での保護申請の意思が既に表明されていたことから、その日を保護の開始日とするべきとの裁決を受けておりまして、保護の開始日を10月31日に改めているものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ということは、申請書という書類によらず、口頭でも保護申請を受け付けるべきであるというのが、生活保護法上の考え方ということですか。

○議長（上野伸五）

生活支援課長。

○生活支援課長（内田博茂）

保護を申請される方の中には、自分で申請書を書くことができない方も、中にはおられます。そのような場合には、口頭によるご自身の意思が示された場合は聞き取りによって代筆による申請受け付けもできるものとなっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は確認したかったのは、あくまでも文書主義ではなくて、生活保護は申請主義だけど、文書を書かなくても、口頭で申請すればそれが申請になるということではないのかということを知っているんですよ。

○議長（上野伸五）

生活支援課長。

○生活支援課長（内田博茂）

おっしゃいますとおり、申請の意思を示されたことが申請行為と認められます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これは要望ですけど、今後、急激に生活保護の利用を――。

○議長（上野伸五）

川上直喜議員、質疑の場なので、意見要望はこの場では。

○8番（川上直喜）

じゃあ、質問にしましょう。要望をする人が出てくると思います。申請したいという人が。これに対して、安倍首相でも、ためらわないで申請をと言っているぐらいですから、通知も来ますから。その通知、どういう内容になっているか、最後にお尋ねして質問を終わります。

○議長（上野伸五）

生活支援課長。

○生活支援課長（内田博茂）

その通知につきましては、ちょっと手元に用意しておりませんので、ちょっとお答えしかねます。すみません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それは今度私が説明します。

一人暮らし大学生応援券購入補助金について、お尋ねします。この導入については、どういう経過で考えたのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

産学振興課長。

○産学振興課長（早野直大）

まず経緯といたしまして、5月4日に福岡県より緊急事態措置の5月31日までの延長が発表され、5月11日に本事業を企画し部内での協議の上、5月19日の対策本部会議にて緊急対策事業として取りまとめ、今回の補正予算に要求させていただいております。考え方といたしましては、外出自粛や大学内の立入禁止の中、またアルバイトが減少し収入に不安を抱える中、親元を離れ、友人との学内交流もままならないひとり暮らしの学生を応援したい。自粛解除後に、市内への外出や飲食店での利用機会をつくり、少しでも元気を取り戻していただきたい。そのような考えから事業を組み立てております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これは、大変大事なことだと思っています。現金を渡すほうがもっとすぐれていると思いますけれど、こういう方々は対象に今回はなっていないんだけど、検討したかということをお聞きします。飯塚市出身で市外でひとり暮らしをしている大学生や高校生に対する支援について何か、あわせて検討しましたか。

○議長（上野伸五）

産学振興課長。

○産学振興課長（早野直大）

ひとり暮らしに限定しているというところでご答弁させていただきます。親元から通う学生以外の方をひとり暮らしとして事業のほうを組み立てております。また、市外から市内への移動を誘導することは、感染症拡大防止の観点から好ましくないとの考えから、市内のひとり暮らし学生を対象としております。なぜひとり暮らしなのかという点で、さまざまな家庭のご事情というのはあるかと思いますが、親元から通う学生は大なり小なり不安を軽減できる環境にあるとの考えから、ひとり暮らしに限定させていただいております。また、市外の大学に通う方ということで、この事業につきましては、市内の3大学の学生を対象とさせていただいております。大学生の応援事業につきましては、これまで地域や企業との連携を深めていただき、さまざまな活動を通じて飯塚市に元気を与えていただいている市内の大学及び短期大学の学生を応援するとの趣旨から、市外の大学に通う学生については対象といたしておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

考え方は今お聞きしましたけれど、私が聞いているのは少し違ったんですよ。飯塚市の納税者の子弟が、子どもさんが、市外でひとり暮らしをしている。福岡市であろうと、東京であろうと、大阪であろうと、京都であろうと、その方たち、ひとり暮らしですよ、飯塚市の納税者の子どもさんですよ、に対しては何か考えたかと聞いたんですよ。さっきの話はわかったけど。

○議長（上野伸五）

産学振興課長。

○産学振興課長（早野直大）

この事業、プレミアム付応援券を配布する事業となっております。大学生の方に少しでも元気を取り戻していただきたい、応援したいというところがございますが、あわせて冒頭ご説明させていただいたように、自粛解除後に市内への外出や飲食店での利用機会をつくり、あるいは市内のお店、行きつけのお店などを見つけていただいて、また第2波に備えるという意味からも、そういった取り組みをしていきたいというところから出発しておりますので、市外の学生の方につ

いては対象といたしておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、今質問したようなことは検討してもいいと思うんですよ。全国に向けて、ふるさと納税でお金を下さいと言うばかりではなくて、市民のお子さんが東京とか、大阪とか、名古屋とかで、ものすごいコロナ危機のもとにあるわけでしょう、福岡よりも。そういうところで苦しんで、寂しがっているかもしれないひとり暮らしの大学生に現金を送ったらどうですか。そういうのをぜひ検討してもらいたいと思います。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。「議案第70号」から「議案第74号」までの5件については、いずれも質疑通告がされておりませんので、質疑を終結いたします。「議案第75号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

支援員の皆さんの人数は充足しているというふうに説明を受けています。今回、改正によって何が変わっていくのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

学校教育課長。

○学校教育課長（山下弘喜）

放課後児童支援員は認定研修の受講が要件となっておりますが、この認定研修の実施者はこれまで都道府県と政令指定都市のみでございました。このたび国の省令の改正により、この研修が中核市でも実施できるようになったため、本条例を改正することとして、福岡県でいえば、久留米市が行う研修にも参加できるようにし、資格取得の機会を広げるところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

久留米でもいいよということになるそうですけれど、その場合、研修に係る費用、交通費とか研修費とか要るんですか。それはどういうことになりますか。

○議長（上野伸五）

学校教育課長。

○学校教育課長（山下弘喜）

費用につきましては、テキスト代1千円ほどかかります。あと受講料は無料で行われます。これは飯塚市のほうで支払うようになっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

現在110人余の資格を取得している支援員と、そうでない支援員の方がおられると聞いていますが、今後コロナ危機のもとで、また何というか、朝から放課後児童クラブをしなければならぬと、長期休業とは別にですよ、という事態が起こりかねないわけけれども、そのときに残業手当を出すから朝から夜まで働いてくださいというわけにいかないということがわかったと思うんですよ。それで、そういう場合に支援員になっていただける方を多く確保しておくというか、考えておくというのは大事なことだと思います。その辺について、今回の改正が何か役に立つとお考えですか。

○議長（上野伸五）

学校教育課長。

○学校教育課長（山下弘喜）

現在、支援員は111名おまして、そのうち資格を取得している方は75名になります。本年度、受講予定者が4名ですので、資格取得者が不足しているということではございません。しかし、支援単位によっては補助員を配置することとなりますので、市としましても資質向上を目指すため、補助員の先生方にも研修を受講していただきまして、支援員の資格を取得していただきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今の答弁では、人数はふえないですね。だから、そこをちょっと議案との関係もありますけれど、せっかくこういうふうに参加機会をふやすことができるのであれば、あわせて検討したらどうかというふうに思います。終わります。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。「議案第76号」から「議案第82号」までの7件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。「議案第83号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

歳入・歳出の総括ということなんですけれども、累積赤字については、現状どうで、これが傾向としてはふえる傾向にあるのか、減る傾向にあるのか、減るとすればいつなくなるのか、見通しもお尋ねします。

○議長（上野伸五）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（林 寛侍）

令和元年度の決算につきまして、13億1908万4758円の赤字となっております。平成30年度決算においては、13億9337万1145円でございますので、7428万6387円が改善できております。現在でございますと、13億1908万5千円の累積赤字が残っているところでございますが、平成27年度から包括的民間委託を導入しまして、単年度収支としては黒字になっております。赤字の解消時期ということにつきましては、判明しているところではございませんが、単年度の黒字になるところで赤字額を減らしていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

赤字13億円余ということなんですけれども、これは従事員あるいはレースの人たちの待遇が低い状態の中で、赤字を解決していくとかいうようなことは考えていないでしょうね。

○議長（上野伸五）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（林 寛侍）

現在の待遇を悪くするような形で、この累積赤字を減らしていくというような考え方はございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

新型コロナの影響の拡大というのは2月ぐらいからではないかと思うのですが、今回補正との関係で、新型コロナの影響はどういうふうにあらわれているか、いないか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（林 寛侍）

新型コロナウイルス感染症によりまして、2月末から無観客にてオートレースを開催しているため、発売はインターネットとなっております。通常開催の売り上げにつきましては、無観客以前に比べまして3月が約60%、4月が約95%、5月が約110%となっております。無観客開催のためインターネット会員が増加していることがありますが、特に4月6日の緊急事態宣言以降、外出自粛によりまして、多くの方がオートレースの車券を購入していただいていると推察しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

7千万円を超える黒字が単年度で出ているということなんですけれど、このコロナ危機の中で、レース関係者に支援金はどのように行っておるか、ちょっとお尋ねします。

○議長（上野伸五）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（林 寛侍）

選手に関しましては、無観客ではありますが通常どおりレースを行っておりまして、それに伴う賞金も通常どおりの賞金をお支払いしております。その他、競走の実施業務を委託しておりますけれども、そちらに関しましては必要な経費を交付するというところで、コロナウイルス対策というところでの特段の予算組みというのはございませんけれども、その予算の中でコロナウイルス感染症の予防対策は対応していただいているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

マスクとか、本市としてはいろいろ激励の物をもらったりして、感謝もしているわけだけれど、もらうばかりでよいのかということ、一度よく考えてもらいたいというふうに思います。終わります。

○議長（上野伸五）

質疑を終結いたします。本案15件は議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第85号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（梶原善充）

ただいま上程されました追加議案の提案理由を説明いたします。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するものでございます。

「第3回市議会（定例会）追加提案」と記載しております「令和2年度 一般会計補正予算書」の3ページをお願いいたします。「議案第85号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、第1条で、既定の予算総額に29億4216万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を884億8822万6千円にしようとするものでございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は議案付託一覧表のとおり、総務委員会に付託いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時53分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	守光博正	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議会事務局次長 許斐博史

議事総務係長 淵上憲隆

書記 安藤良

議事調査係長 岩熊一昌

書記 伊藤拓也

書記 今住武史

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

副市長 梶原善充

教育長 武井政一

企業管理者 石田慎二

総務部長 久世賢治

行政経営部長 久原美保

都市施設整備推進室長 山本雅之

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

福祉部長 實藤和也

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 原田一隆

公営競技事業所長 浅川亮一

福祉部次長 渡部淳二

都市建設部次長 中村洋一

企業局次長 本井淳志

地域公共交通対策課長 松村浩史

産学振興課長 早野直大

高齢介護課長 今泉正虎

生活支援課長 内田博茂

学校教育課長 山下弘喜

公営競技事業所副所長 林寛侍

